

1 建設リサイクル基礎知識解説

第一章 建設リサイクルを行う意義

- Q&A

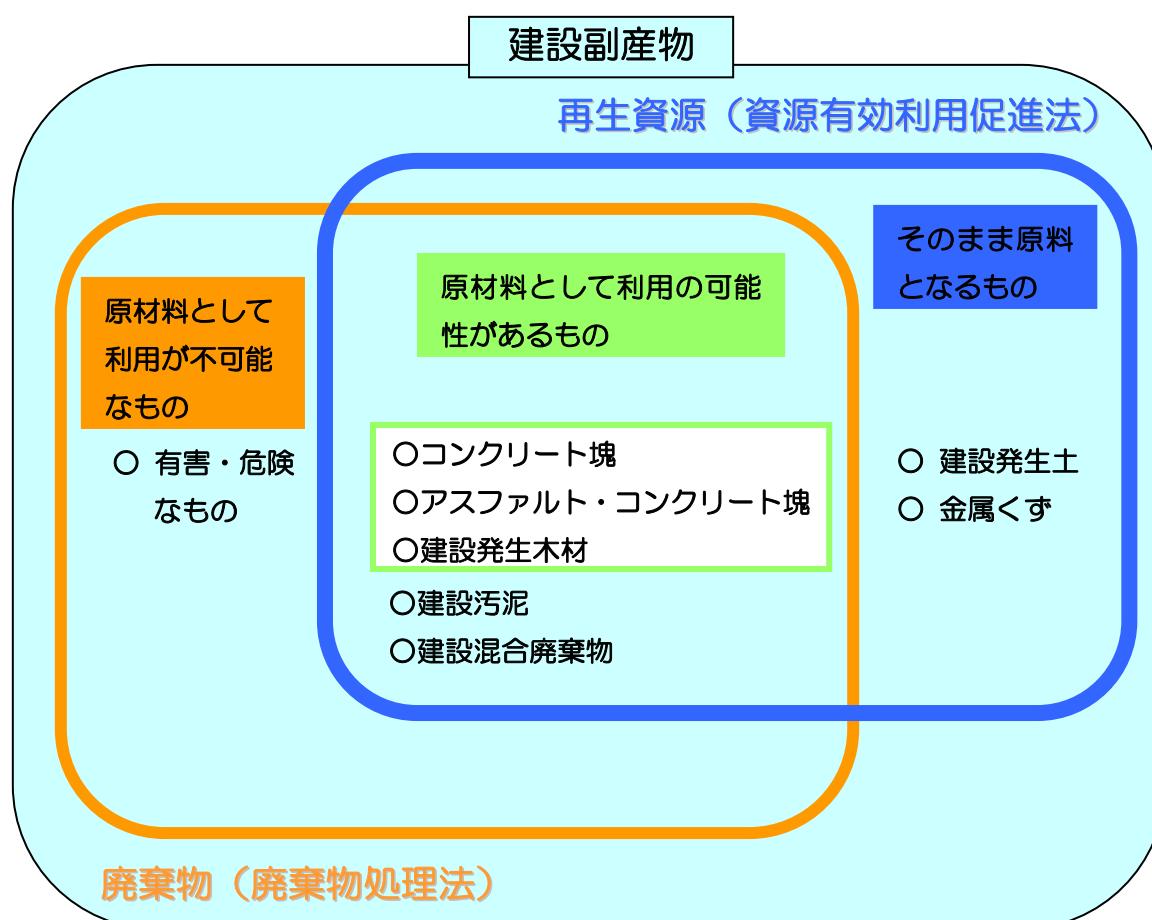
- 建設リサイクルを行う意義

- 0 建設リサイクルについて
- 1 循環型社会の構築
- 2 建設廃棄物、建設副産物とは
- 3 建設廃棄物の現状

Q1. 建設副産物にはどのようなものがあるのか？

A1. 建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品で、再生資源及び廃棄物を含むものです。具体的には、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物などがあります。

＜詳細＞建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品を総称したものです。再生資源及び廃棄物を含みます。その関係は、以下の図のようになっています。



建設副産物には、指定副産物（建設発生土、C o 塊、A s 塊、建設発生木材）があり、「資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)」によって、再利用を促す必要のあるものとして指定されています。

また、建設廃棄物には、特定建設資材廃棄物（建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊）があり、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称「建設リサイクル法」）」によって再資源化が義務付けられています。

参照⇒p.6～7

○ 建設リサイクルについて 1 循環型社会の構築 2 建設廃棄物、建設副産物とは

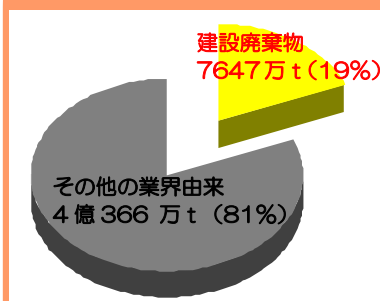
Q2. 建設廃棄物にはどのような課題があるのか？

A2. 廃棄物全体に関して、最終処分場の残余容量の不足と、不法投棄の横行が問題となっています。その中でも建設廃棄物は量が多く、不法投棄の割合も大きいことが課題となっています。

＜詳細＞建設廃棄物は産業廃棄物のなかでも排出量、最終処分量の割合が大きく、不法投棄に占める割合も大きくなっており、環境に対する影響が懸念されています。

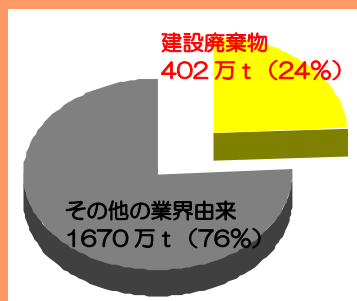
＜建設廃棄物の量＞

●産業廃棄物排出量



(平成 20 年度実績 環境省調査)

●産業廃棄物最終処分量



(全産業廃棄物の最終処分量
…平成 20 年度実績 環境省調査、
建設廃棄物の最終処分量
…平成 20 年度建設副産物実態調査)

●産業廃棄物不法投棄量



(平成 22 年度実績 環境省調査)

- ・ 産業廃棄物排出量のうち約 2 割が建設廃棄物
- ・ 産業廃棄物最終処分量のうち約 2 割が建設廃棄物
- ・ 産業廃棄物不法投棄量のうち約 7 割が建設廃棄物

廃棄物の抑制、最終処分量の削減、不法投棄の抑制に貢献するために、建設業においては積極的にリサイクルに取り組む必要があります。

参照⇒p.8

3 建設廃棄物の現状

1

建設リサイクルを行う意義

0. 建設リサイクルについて

建設リサイクル対策の基礎である「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称「建設リサイクル法」）」では、特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化等が義務付けられており、建設リサイクル推進計画では品目ごとに再資源化率の目標値が定められています。循環型社会の形成が政策として掲げられている中で、リサイクルに取り組み、目標達成を目指すことが建設業界に求められています。

建設リサイクル法

特定の建設資材について、
 ・分別解体
 ・再資源化
 等が義務付けられている。

建設リサイクル推進計画2008

・コンクリート 98%以上
 ・アスファルト・コンクリート 98%以上
 ・建設発生木材 77%
 等、品目別に再資源化率の目標が掲げられている。

1. 循環型社会の構築

建設リサイクル法の制定の背景である、循環型社会について説明します。

世界的に資源制約と環境制約が明らかになりつつあります。その中でも我が国は特に天然資源が極めて少なく、持続可能な発展を続けていくためには、「3R (Reduce・Reuse・Recycle)」の取り組みを促進させ、廃棄物などの資源を循環させる、循環型社会の構築を目指す必要があります。

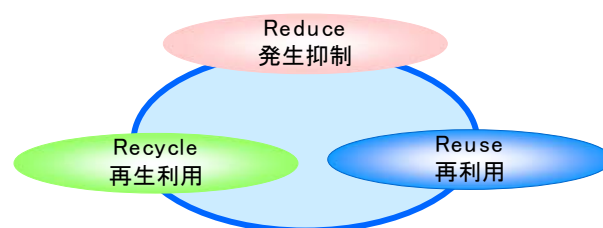


図1 循環型社会の概念

国も国策として循環型社会の構築に取り組んでおり、平成12年には「循環型社会形成推進基本法」が公布されました。

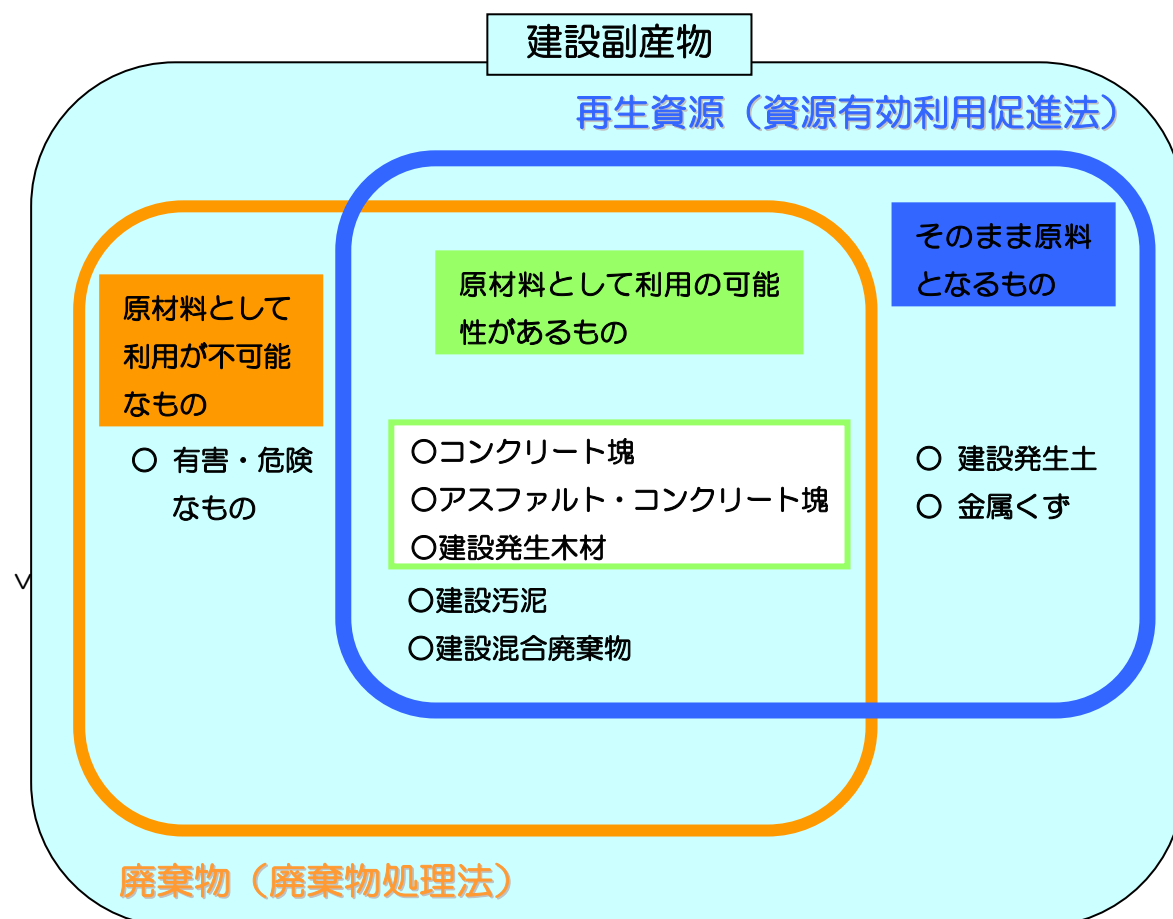
循環型社会形成推進基本法第2条によれば、「循環型社会とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」とあります。

同時に関連法案も整備され、この中で「建設リサイクル法」が平成14年度に制定されました。

2. | 建設廃棄物、建設副産物とは

建設リサイクル法では建設工事から発生する廃棄物を対象に分別や再資源化を義務付けていますが、その対象の呼び名として「建設副産物」と「建設廃棄物」の二つの言葉があります。

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られる物品を総称したものです。再生資源及び建設廃棄物を含むものです。建設廃棄物と建設副産物の関係は、次の図のようになっています。



建設副産物には、指定副産物（建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）があり、「資源の有効な利用の促進に関する法律(略称「資源有効利用促進法」)」によって、再生資源として利用を促進する必要があるものとして指定されています。

また、建設廃棄物には、特定建設資材廃棄物（建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊）があり、建設リサイクル法によって再資源化が義務付けられています。

3. 建設廃棄物の現状

では建設廃棄物の現状はどうなっているのでしょうか。

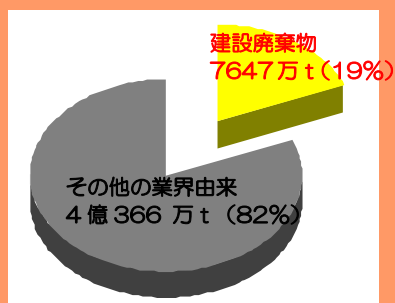
廃棄物一般について、下記の①・②が課題となっています。

- ① 処分場の残余容量が不足（最終処分場の新規設置は困難）
- ② 不法投棄の横行（不法投棄量は平成 22 年度で約 6.2 万トン）

加えて、建設廃棄物は産業廃棄物のなかでも排出量・最終処分量などの割合が大きく、環境に対する影響が懸念されています。

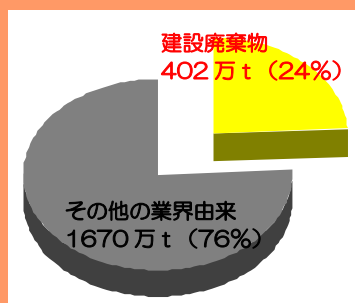
<建設廃棄物の量>

●産業廃棄物排出量



（平成 20 年度実績 環境省調査）

●産業廃棄物最終処分量



（全産業廃棄物の最終処分量
…平成 20 年度実績 環境省調査、
建設廃棄物の最終処分量
…平成 20 年度建設副産物実態調査）

●産業廃棄物不法投棄量



（平成 22 年度実績 環境省調査）

- ・ 産業廃棄物排出量のうち約 2 割が建設廃棄物
- ・ 産業廃棄物最終処分量のうち約 2 割が建設廃棄物
- ・ 産業廃棄物不法投棄量のうち約 7 割が建設廃棄物

このように、産業廃棄物の排出量、最終処分量、不法投棄量のうち、建設廃棄物の占める割合は大きくなっています。廃棄物の発生抑制、最終処分量の削減、不法投棄の抑制に貢献するために、建設業においては積極的にリサイクルに取り組む必要があります。

第二章 中部の現状整理

- Q&A

- 中部の現状整理

- 1 再資源化率の現状
- 2 阻害要因調査
- 3 再資源化施設の立地

Q3. 中部における建設リサイクルの現状は？

A3. 建設副産物実態調査（平成20年度）の結果では、「建設発生木材（縮減含む）」、「建設混合廃棄物」、「建設発生土」の3品目について、「建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）」で定めた再資源化率等の目標値を達成できていません。

＜詳細＞中部地方建設副産物対策連絡協議会では、「建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）」（以下、「中部地方版推進計画」）の中で、品目別再資源化率などの目標値を定めました。平成22年度を中間目標年度、平成24年度を目標年度として、品目ごとの再資源化（等）率（建設混合廃棄物は排出削減量、土砂は有効利用率）の目標値を設定しました（表1）。

表1 中部地方版推進計画目標値

	平成22年度 中間目標値	平成24年度 目標値
アスファルト・コンクリート塊の再資源化率	98%以上	98%以上
コンクリート塊の再資源化率	98%以上	98%以上
建設発生木材の再資源化率	77%	78%
建設発生木材の再資源化等率	94%	95%以上
建設汚泥の再資源化等率	80%	82%
建設混合廃棄物の排出量削減(H17比)	25%削減	30%削減
建設廃棄物の再資源化等率	94%	94%
建設発生土の有効利用率	86%	88%

平成20年度に実施された建設副産物実態調査の品目別再資源化率などについて、中部地方全体では、「建設発生木材（縮減含む）」、「建設混合廃棄物」、「建設発生土」の3品目が、推進計画で定められた目標値を達成できていません（図1）。

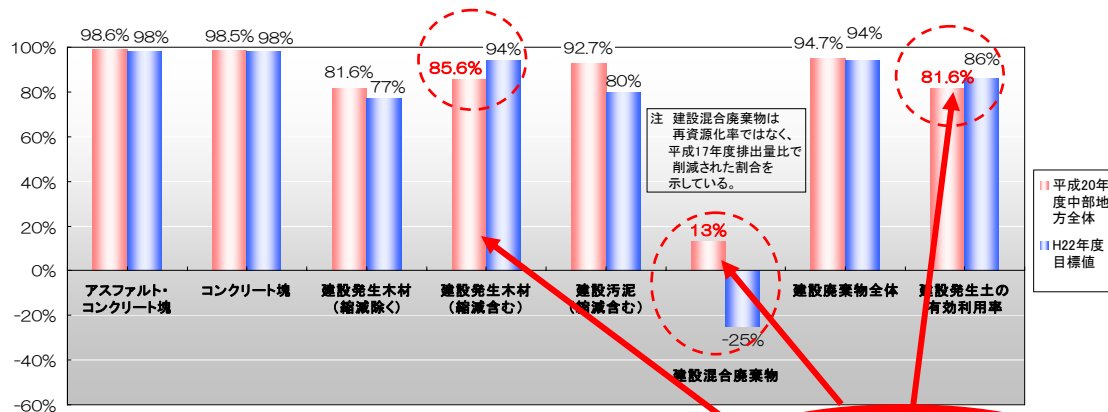


図1 H20センサス 中部地方における品目別再資源化率等と目標値

目標未達成

また、品目ごと、県ごとに再資源化率の傾向が異なります（p.14 参考）。各県に合わせた取組みが求められています。

Q4. 再資源化とは何をさすのか？どう行えばよいか？ 行う際の注意点は？

A4. 再資源化とは、建設廃棄物に関して、①資材または原材料として利用することができる状態にする行為 ②燃料として使用可能なものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為 のことをさします。再資源化をどのように行えばよいかについては、資材ごとに確認する必要があります（下記表1 参照）。また、再資源化のために建設廃棄物を再資源化施設に搬入する場合、再資源化施設をあらかじめ探しておく必要があります。

＜詳細＞建設リサイクル法第2条第4項において、次のように定められています。

再資源化とは

- 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
- 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃料の用に供することができるもの又はその可能性があるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

例：建設発生木材 ボード化を前提としたチップ化 ⇒ 再資源化
 熱回収を前提とした木材のチップ化 ⇒ 再資源化
 単なる焼却を前提にチップ化 ⇒ 再資源化ではない

特定建設資材廃棄物の再資源化
 の例を表1に示しました。

表1 特定建設資材廃棄物の再資源化の例

特定建設資材廃棄物	再資源化の例
コンクリート塊	再生砕石としての利用を前提とした破砕
アスファルト・コンクリート塊	再生砕石としての利用を前提とした破砕や、再生アスファルト舗装材としての利用を前提とした再生処理
建設発生木材	再生木質ボードの減量や燃料としての利用を前提としたチップ化

建設廃棄物を再資源化施設に搬入する場合、再資源化施設を探す必要があります。「産廃情報ネット」（公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団）や各県の「産業廃棄物処理業者情報」などのHPに、各地域の再資源化施設が掲載されています。

リサイクルできなかった理由を問う「阻害要因調査」（平成22年度、中部地方対象）では、近くに再資源化施設がなかったことを原因としてあげた回答が一定数ありました。

しかし中部地方では、多くの品目について、十分な数の再資源化施設が存在しています（図1 例：建設発生木材）。関係者が施設の情報を得られるか否かが、工事の再資源化率を決定する面もあるといえるでしょう。

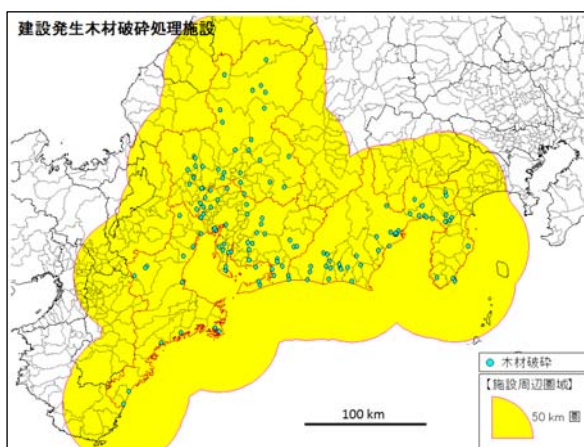


図1 中部地方における建設発生木材の再資源化施設の立地と施設周辺領域

2

中部の現状整理 (i) 再資源化率の現状

1. 「中部地方版建設リサイクル推進計画2008」

中部地方建設副産物対策連絡協議会では、「建設リサイクル推進計画 2008（中部地方版）」（以下、「中部地方版推進計画」）のなかで品目別再資源化率の目標値を定め、建設リサイクル施策の推進に取り組んでいます。平成22年度を中間目標年度、平成24年度を目標年度として、品目ごとの再資源化（等）率（建設混合廃棄物は排出量削減、土砂は有効利用率）の目標値を定めています。

表1 中部地方版推進計画目標値

	平成22年度 中間目標値	平成24年度 目標値
アスファルト・コンクリート塊の再資源化率	98%以上	98%以上
コンクリート塊の再資源化率	98%以上	98%以上
建設発生木材の再資源化率	77%	78%
建設発生木材の再資源化等率	94%	95%以上
建設汚泥の再資源化等率	80%	82%
建設混合廃棄物の排出量削減(H17比)	25%削減	30%削減
建設廃棄物の再資源化等率	94%	94%
建設発生土の有効利用率	86%	88%

2. 再資源化とは何か

中部地方版推進計画では主に再資源化率の目標値を定めていますが、再資源化とは具体的にどのような状態をさすのでしょうか。

建設リサイクル法第2条第4項において、再資源化は以下のように定められています。

再資源化とは

- 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、**資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為**
- 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃料の用に供することができるもの又はその可能性があるものについて、**熱を得ることに利用することができる状態にする行為**

例：建設発生木材 ボード化を前提としたチップ化 ⇒ 再資源化
 熱回収を前提とした木材のチップ化 ⇒ 再資源化
 単なる焼却を前提にチップ化 ⇒ 再資源化ではない

また、中部地方版推進計画で目標値が設定されている再資源化率は、「建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合」であり、また木材などで使用される再資源化等率は、「建設廃棄物として排出された量に対する、再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合」のことを指します。

次ページの表1に、特定建設資材廃棄物の再資源化の具体例を示しました。

表 1 特定建設資材廃棄物の再資源化の例

特定建設資材廃棄物	再資源化の例
コンクリート塊	再生砕石としての利用を前提とした破碎
アスファルト・コンクリート塊	再生砕石としての利用を前提とした破碎や、再生アスファルト舗装材としての利用を前提とした再生処理
建設発生木材	再生木質ボードの減量や燃料としての利用を前提としたチップ化

2. 平成20年度実態調査における中部地方の再資源化率

平成20年度に実施された建設副産物実態調査（以下、「センサス」）の品目別再資源化率の結果は、図1のようになりました。

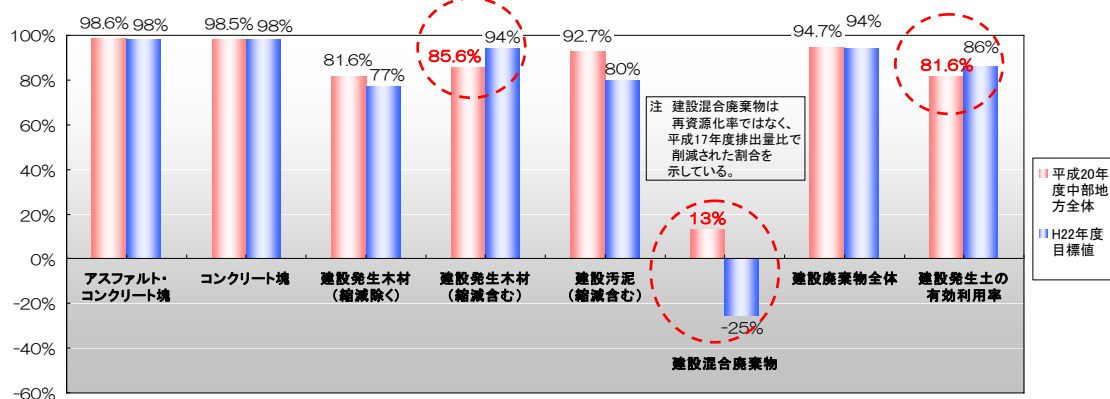


図1 中部地方における品目別再資源化率等（平成20年度）と目標値

赤い円で示したように、中部地方全体では「建設発生木材（縮減含む）」、「建設混合廃棄物」、「建設発生土」について、目標値を達成できていません。一方で、アスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊は、平成20年度時点で平成22年度中間目標値を達成しています。

図1は中部地方全体についての結果ですが、では県別に見るとどうなっているのでしょうか。図2に県別の結果を示しました。

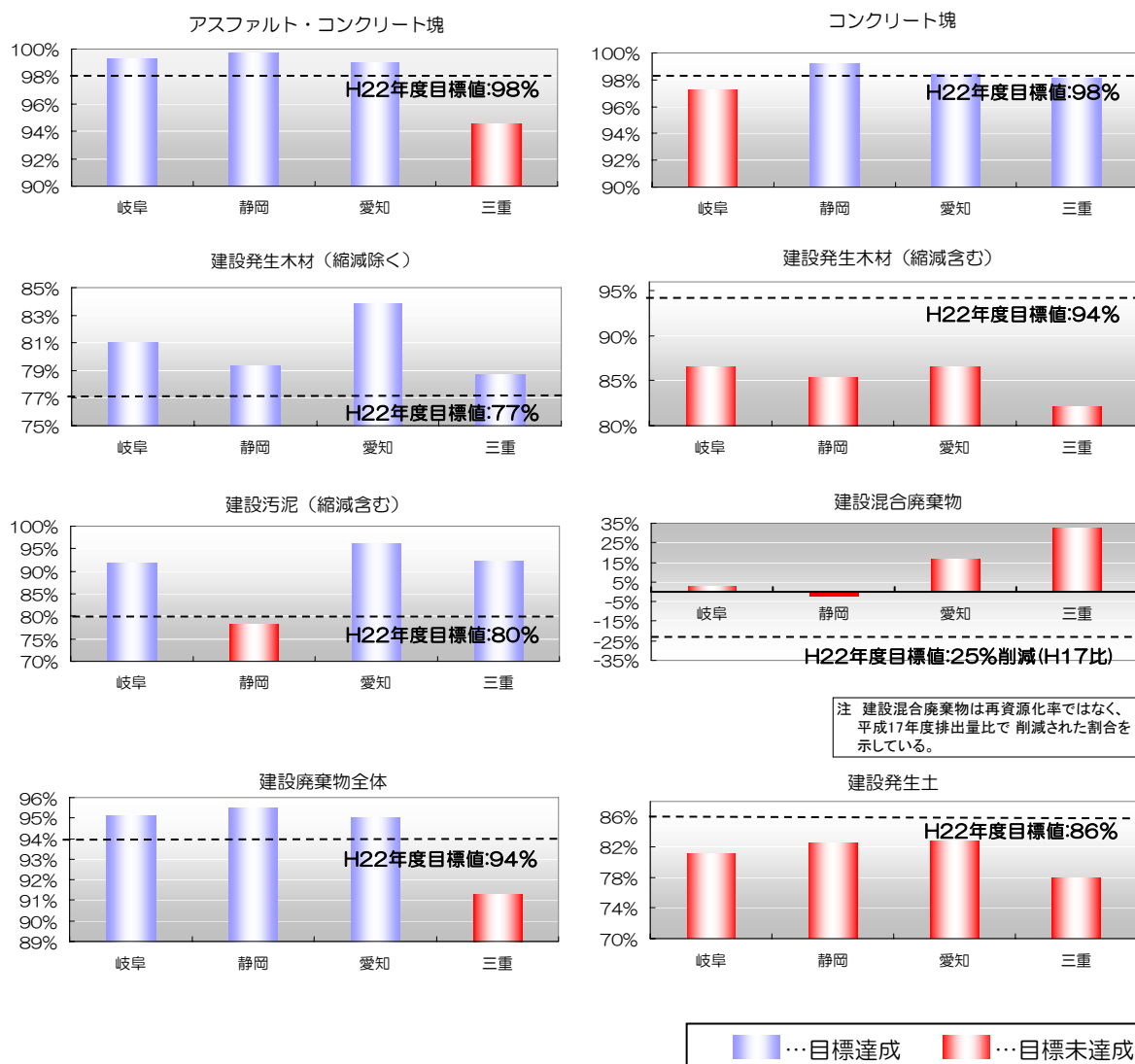


図2 品目別・県別再資源化率等と目標値

図2をみると、品目ごと、県ごとに、それぞれの特色があることが分かります。

例えば品目では、建設混合廃棄物や土砂のように、どの県でも平成22年度目標値に及んでいない品目もあります。一方で、愛知県は全体として数値の高い品目が多くなっており、反対に三重県はやや数値の低い品目が多くなっています。

このように、中部地方の中でも、品目ごと・県ごとの特色が見られます。

表2 目標達成状況（H20センサス結果）

	中部 地方	岐阜	静岡	愛知	三重	全国	H22年度 目標値
アスファルト・コンクリート塊	98.6% (-0.3%)	99.3% 2.5%	99.7% 0.3%	99.0% (-0.6%)	94.6% (-3.4%)	98.4% (-0.2%)	98%以上 —
コンクリート塊	98.5% (-0.4%)	97.3% (-1.5%)	99.2% 0.0%	98.4% (-0.5%)	98.1% (-0.6%)	97.3% (-0.8%)	98%以上 —
建設発生木材(縮減除く)	81.6% 6.8%	81.0% (-0.6%)	79.3% 0.9%	83.9% 6.0%	78.7% 20.4%	80.2% 12.1%	77% —
建設発生木材(縮減含む)	85.6% (-7.2%)	86.6% (-10.0%)	85.4% (-6.3%)	86.5% (-6.3%)	82.1% (-9.5%)	89.4% (-1.3%)	94% —
建設汚泥(縮減含む)	92.7% 20.6%	91.8% 20.2%	78.3% 39.6%	96.2% 14.7%	92.3% 24.2%	85.1% 10.6%	80% —
建設混合廃棄物(万t)	37.5 4.3	3.5 0.1	9.1 (-0.2)	16.7 2.4	8.2 2.0	267.0 (-25.8)	25%削減 —
建設廃棄物全体	94.7% 0.7%	95.1% 0.9%	95.5% 3.2%	95.0% 0.2%	91.3% (-2.6%)	93.7% 1.5%	94% —
建設発生土	81.6% (-2.1%)	81.2% 2.7%	82.6% (-5.5%)	82.8% 2.4%	78.0% (-8.2%)	78.6% (-1.5%)	86% —

※下段は、H17センサスからの変化率等

平成22年度中間目標値を達成している区分



平成22年度中間目標値を達成していない区分

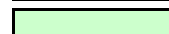


表2に、品目別・県別の再資源化率等と目標達成状況をまとめました。また、全国平均も記載しています。中部地方は全国と比較してやや数値が高い品目が多くなっており、建設リサイクル施策の効果が比較的表れているということが分かります。

しかし前述したように、まだ再資源化率の目標が達成できていない品目もあります。今後も建設リサイクルの取り組みを継続していくことが求められています。

2

中部の現状整理 (ii) 阻害要因調査

再資源化率等の目標達成に寄与できなかった工事では、なにがリサイクルを阻害したのでしょうか？中部地方では、リサイクルが行われなかった理由を探る阻害要因調査を平成17年、平成20年、平成21年度に行いました。ここではその結果を品目別に紹介します。

1. | コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の阻害要因調査の結果は表1、2のようになりました。

表1 リサイクル阻害要因・コンクリート塊

	平成17年度	平成20年度	平成21年度
近くに再資源化施設がなかった	9.4%	31.6%	64.0%
性状が施設の受入基準に合わなかった	18.8%	36.8%	16.0%
施設の処理能力が不足していた	9.4%	15.8%	8.0%
その他	62.5%	15.8%	12.0%

表2 リサイクル阻害要因・アスファルト・コンクリート塊

	平成17年度	平成20年度	平成21年度
近くに再資源化施設がなかった	20.0%	44.4%	85.2%
性状が施設の受入基準に合わなかった	13.3%	44.4%	3.7%
施設の処理能力が不足していた	6.7%	0.0%	11.1%
その他	60.0%	11.1%	0.0%

年度によってばらつきがありますが、コンクリートでは「性状が施設の受入基準に合わなかった」という理由が、アスファルト・コンクリート塊では「近くに再資源化施設がなかった」という理由が、毎回多くみられます。

2. | 建設発生木材

建設発生木材の阻害要因調査の結果は表3、4のようになりました。表3は焼却施設に搬出した工事を対象、表4は最終処分場に直接搬出した工事を対象にしています。

表3 リサイクル阻害要因・建設発生木材（焼却）

	平成17年度	平成20年度	平成21年度
近くに再資源化施設がなかった	16.6%	24.6%	33.3%
性状が施設の受入基準に合わなかった	23.8%	47.8%	53.3%
施設の処理能力が不足していた	2.6%	8.7%	0.0%
コスト的に有利であった	44.7%	1.4%	13.3%
その他	12.3%	17.4%	0.0%

表4 リサイクル阻害要因・建設発生木材（最終処分場）

	平成17年度	平成20年度	平成21年度
近くに再資源化施設がなかった	13.5%	32.4%	36.7%
性状が施設の受入基準に合わなかった	46.2%	23.5%	43.3%
施設の処理能力が不足していた	1.9%	5.9%	6.7%
コスト的に有利であった	32.7%	0.0%	0.0%
その他	5.8%	38.2%	13.3%

焼却施設に搬出したもの、最終処分場に搬出したもの両者において、「近くに再資源化施設がなかった」という理由と、「性状が施設の受入基準にあわなかった」という理由が例年多くなっていました。

3. | 建設汚泥

建設汚泥の阻害要因調査の結果は表5のようになりました。

表5 リサイクル阻害要因・建設汚泥

	平成20年度	平成21年度
近くに再資源化施設がなかった	54.2%	78.6%
性状が施設の受入基準に合わなかった	16.7%	14.3%
施設の処理能力が不足していた	8.3%	7.1%
コスト的に有利であった	4.2%	0.0%
その他	16.7%	0.0%

（平成17年度は未実施）

平成20年、平成21年度ともに、「近くに再資源化施設がなかった」、「性状が施設の受入基準に合わなかった」という理由が選択されています。

4. | 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物の阻害要因調査の結果は表6のようになりました。

表6 リサイクル阻害要因・建設混合廃棄物

	平成20年度	平成21年度
複合材、混合材が含まれていた	34.5%	24.6%
敷地面積が狭く、分別スペースを確保できなかった	23.3%	27.6%
工期・コストの面から分別する余裕がなかった	19.1%	18.9%
処理料金が混合状態と差がなかった	11.9%	13.6%
情報不足のため、どの程度分別すればよいかわからなかった	0.8%	2.6%
分別しても施設の受入基準に適合しなかった	5.6%	7.0%
その他	4.8%	5.7%

(平成17年度は未実施)

「複合材、混合材が含まれていた」、「敷地面積が狭く、分別スペースを確保できなかった」という理由が両年ともに多くなっています。

2

中部の現状整理 (iii) 再資源化施設の立地

「中部地方の現状整理 (ii) 阻害要因調査」でみたように、リサイクルできなかった理由として、「近くに再資源化施設がなかった」という理由が多く選択されていました。では実際に再資源化施設は中部地方においてどのように立地しているのでしょうか？

1. | コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

コンクリート塊破碎施設、アスファルト・コンクリート塊破碎施設から50km圏域は、中部地方の全地域を十分に網羅しております。

こういった密度の高い施設分布により、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化率は、やや低い地域も見られるものの、概ね 98%の目標値を達成するなど、高い水準の再資源化率となっています

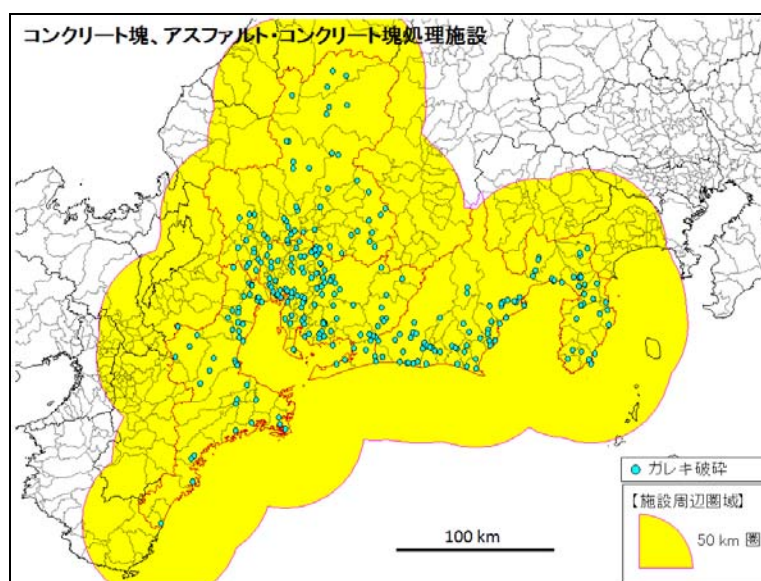


図 1 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊処理施設立地状況 (H21. 3時点)

2. | 建設発生木材

建設発生木材破碎施設の 50km 圏内の立地分布は中部地区を十分に網羅しています。しかし、三重県南部や岐阜県北部などは、やや施設数が少ない一方、愛知県の都心部には施設が密集しているなど、地域間に差があることが分かります。

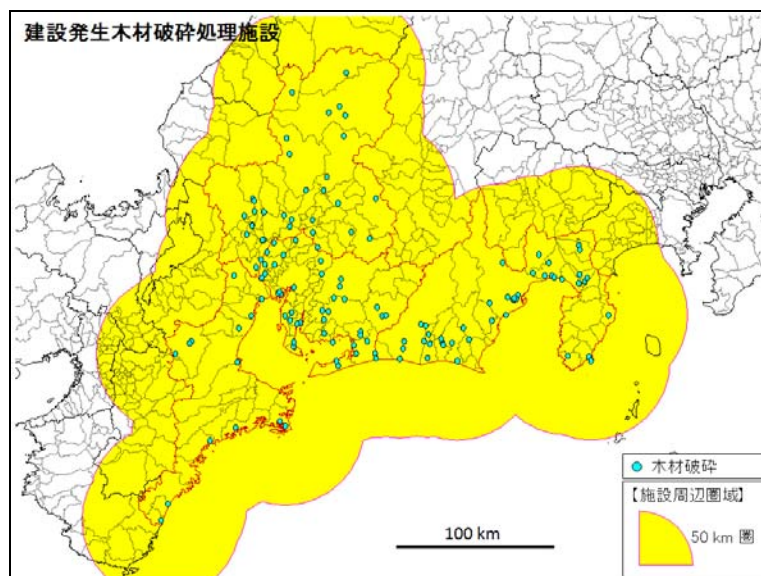


図 2 建設発生木材処理施設立地状況（H21、3時点）

3. | 建設汚泥

建設汚泥処理施設の 50km 圏内の立地分布は岐阜県の北部と三重県の南部を除く中部地区を網羅しています。しかし、建設汚泥の再資源化等率には、地域間にそれほど大きな差が無いことから、施設の少ない地域では、建設汚泥が多量に発生する工事が少ないものと推測されます。

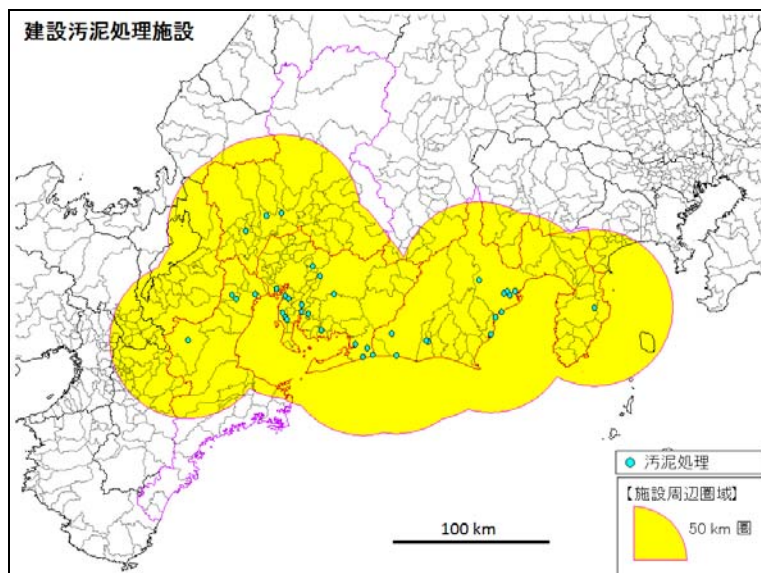


図 3 建設汚泥処理施設立地状況（H21、3時点）

4. | 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物処理施設（選別施設）の 50km 圏内の立地分布は岐阜県の北部と三重県の南部を除く中部地区を網羅しています。

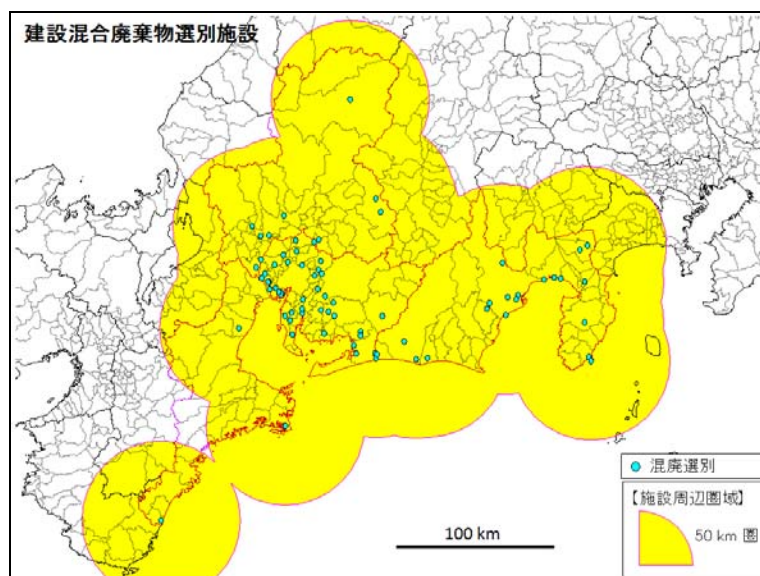


図 4 建設混合廃棄物処理施設立地状況（H21、3時点）

5. | まとめ

1～4 でみたように、地域間で密度の差はあるものの、主要 5 品目でみると、**中部地方では一部地域・品目を除き再資源化施設は十分に立地しています。**これより、中部地方において、再資源化を行う施設の基盤は整っている、と断言できるでしょう。再資源化を行う責任者が施設に関する情報を入手できるかどうか、リサイクル率上昇に大きく関わっています。

施設の情報を得るには、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団のホームページ「産廃情報ネット」(<http://www.sanpainet.or.jp/>) や、各県のホームページにおける「産業廃棄物処理業者情報」、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」などを利用することができます。

第三章 建設リサイクルの各種施策

●Q&A

●建設リサイクルの各種施策

- 1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 2 建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）
- 3 リサイクル原則化ルール
- 4 建設リサイクルガイドライン
- 5 グリーン購入法
- 6 公共工事土量調査

Q5. 建設リサイクル法の対象となる工事は？何をすべきか？

A5. 対象となる工事は特定建設資材を使用する工事で、工事種類によって規模が指定されています。工事においては、①分別解体及び再資源化 ②届出・通知と書面報告の実施 以上二点が義務付けされています。

<詳細> 建設リサイクル法では、工事において主に以下の二点が義務付けられています。

建設リサイクル法における主な義務規定

- ① 特定建設資材※を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うこと。
※コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート
- ② 届出・通知と書面報告の実施

分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、以下の表のようになっています。

対象工事 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で下表に示す規模の基準以上の工事。

工事の種類	規模の基準
建築物解体	延床面積 80 m ²
建築物新築・増築	延床面積 500 m ²
建築物修繕・模様替え等（リフォーム等）	請負代金 1 億円
その他工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金 500 万円

工事の発注者や元請業者が行う必要がある具体的な手続きを図1に示しました。

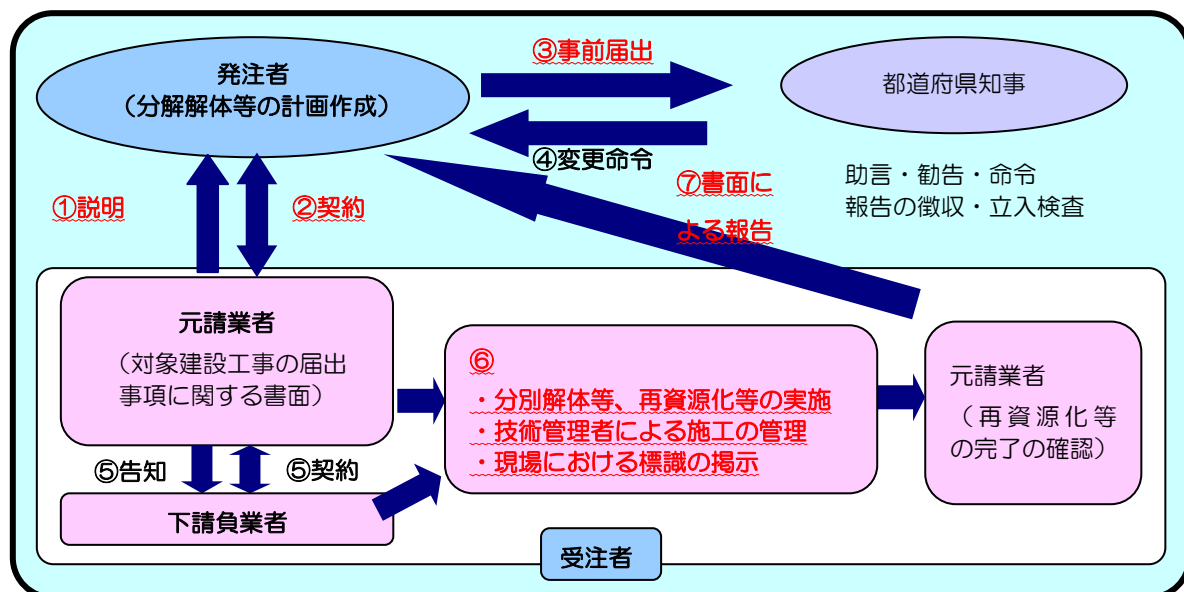


図1 分別解体・再資源化の発注から実施の流れと、必要な手続き

＜主な必要のある手続き（番号は図 1 に対応）＞

- ① 届出に係る事項の説明・告知（対象：工事受注者）
対象建設工事を請負おうとする者は、発注者及び下請業者に対し、分別解体等の計画などの必要事項について、書面で説明・告知しなければなりません。
- ② 請負契約書面への記載（対象：工事発注者・工事受注者）
対象建設工事の請負契約(下請含む)書へ、分別解体の方法、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用、廃棄物を持込む予定の施設の名称を記載しなければなりません。
- ③ 事前届出（対象：工事発注者・自主施工者）
対象建設工事の発注者(自主施工者含む)は、工事に着手する日の7日前までに、都道府県知事に対して分別解体等の計画等を届け出なければなりません。
- ⑥ 標識の掲示（対象：工事受注者・解体工事業者）
解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識（解体工事業者登録票もしくは建設業の許可票）を掲示しなければなりません。
- ⑦ 完了の報告（対象：工事受注者）
元請負業者は、対象建設工事について再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に報告するとともに、再資源化等の実施状況の記録を作成し、保存しなければなりません。

また、これらの規定に違反した場合、罰則として最大で懲役1年又は50万円の罰金が、発注者、工事受注者、解体工事業者等へ科せられることになっています。

Q6. 建設リサイクル推進計画の対象となるのは どのような工事が

A6. 国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象としています。直接の対象は国土交通省所管公共工事ですが、他省庁や民間などが行う建設工事においても、建設副産物リサイクル広報推進会議及び各地方建設副産物対策連絡協議会の活動等を通じて、この計画が反映されることが期待されています。

＜詳細＞国土交通省が策定した「建設リサイクル推進計画2008」は、国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象としています。つまり、国土交通省直轄工事や所管独立行政法人等工事はもとより国土交通省所管の補助事業も含めた全ての国土交通省所管公共工事を直接の対象としていますが、他省庁や民間などが行う建設工事においても、建設副産物リサイクル広報推進会議及び各地方建設副産物対策連絡協議会の活動等を通じて、この計画が反映されることが期待されています。

建設リサイクルの状況は地域によって異なるため、国土交通省による「建設リサイクル推進計画2008」を踏まえた上で、各地方建設副産物対策連絡協議会において地方ごとの計画を策定することとされており、中部地方建設副産物対策連絡協議会による「建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）」は、その中部地方を対象にした推進計画です。中部地方において工事を行う関係者は、この計画に従うことが望まれています。

建設リサイクル推進計画2008

品目別の再資源化率目標（H24）

・コンクリート塊	98%以上
・アスファルト・	
コンクリート塊	98%以上
・建設発生木材	77%
・建設発生木材	95%以上
（再資源化等率）	
・建設汚泥	82%
（再資源化等率）	
・建設混合廃棄物	205万 t
（排出量）	
・建設廃棄物全体	94%
（再資源化等率）	
・建設発生土	87%
（有効利用率）	

図1 建設リサイクル推進計画2008
における目標値

Q7. リサイクル原則化ルールとはどのようなルールか？ 対象工事は？

A7. 国土交通省が発注する公共工事において、経済性のいかんにかかわらず特定の建設副産物のリサイクルを原則として実施することを定めたものです。自治体が発注する公共工事においても、本ルールに即したリサイクル促進が求められています。

＜詳細＞リサイクル原則化ルールとは、国土交通省が発注する公共工事において、経済性のいかんにかかわらず特定の建設副産物のリサイクルを原則として実施することを定めたものです。自治体が発注する公共工事においても、本ルールに即したリサイクル促進を求めています。

リサイクル原則化ルール 主なルール

- ・ アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設発生土、建設汚泥について、再資源化施設への搬出、または他工事現場での利用（建設汚泥のみ）、50km 以内の他の建設工事への搬出（建設発生土のみ）の義務付け。
- ・ 再生アスファルト合材、再生砕石、建設発生土、建設汚泥処理土の利用の義務付け。

このルールにより、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の再資源化率は飛躍的に向上し、最近では100%近い状況にあります。今後も本ルールに即した継続的なリサイクルへの取り組みが望まれています。

Q8. 建設リサイクルを行う際の、具体的な手順に関する指針はないか？

A8. 国土交通省が発注する公共工事においては、「建設リサイクルガイドライン」に、推進計画の目標値を達成させるための方法・様式が記載されています。リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項・手順についてまとめられています。また、自治体が発注する公共工事においても、本ガイドラインに即したリサイクル促進が求められています。

＜詳細＞国土交通省が発注する公共工事においては、平成14年に発表された「建設リサイクルガイドライン」に、推進計画の目標値を達成させるための方法・様式が記載されています。このガイドラインは、目標値達成のために、「事業の初期の段階から、実施の各段階におけるリサイクルの検討状況を把握・チェックすることで、リサイクル原則化ルールの徹底など公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である」との認識に基づき作られました。また、自治体が発注する公共工事においても、本ガイドラインに即したリサイクル促進が求められています。

リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項・手順についてまとめられています。まとめられている手順は、図1のようになっています。

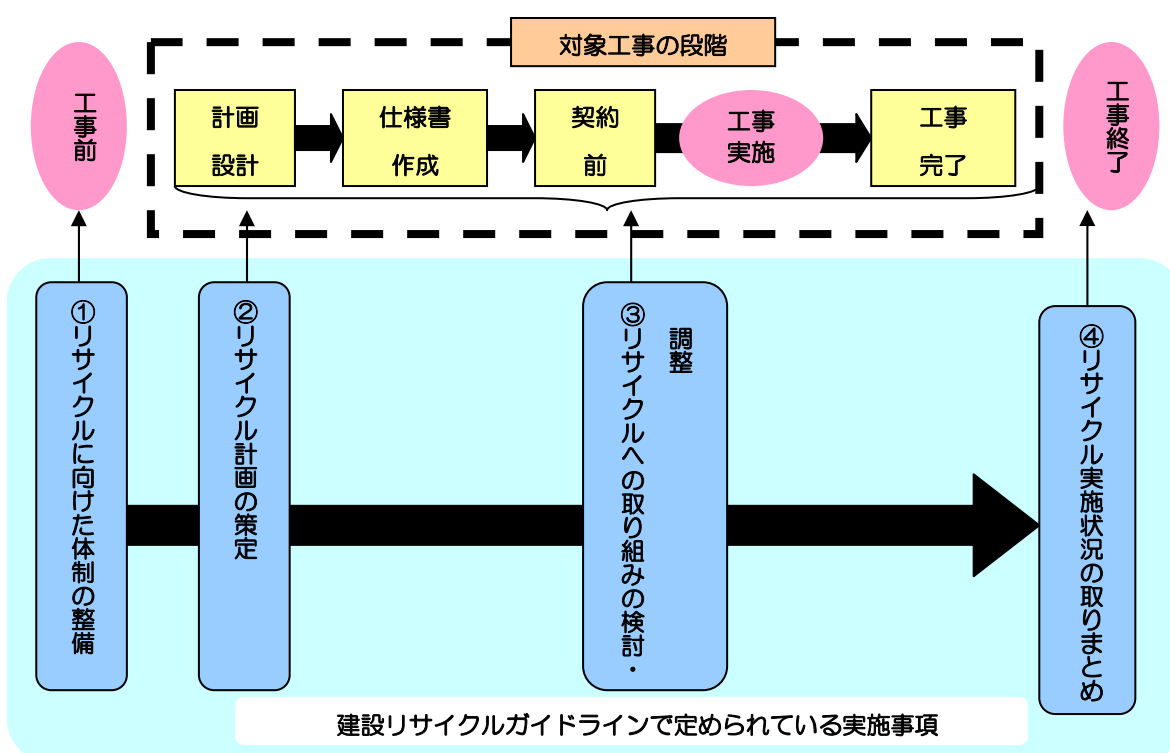


図1 建設リサイクルガイドラインで定められている実施事項と工事の執行段階

Q9. グリーン購入法とはどのようなものか？対象工事は？

A9. 国等の公的機関が率先して環境物品の調達を推進し、環境物品の適切な情報提供を促進することが定められている法律です。対象となる工事は国による公共工事、地方公共団体による公共工事で、民間工事は努力規定となっています。

＜詳細＞グリーン調達とは、企業などが製品の原材料・部品や事業活動に必要な資材やサービスなどを調達するとき、環境への負担が少ないものから優先的に選択することをいいます。グリーン購入法はグリーン購入を後押しする法律で、「国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品に関する適切な情報提供を促進すること」が定められており、地方公共団体は国に準ずるものとされ、民間は努力規定となっています。特に重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類を「特定調達品目」として指定し、その判断基準が定められています（本編 p.40参照）。建設工事に関しては、国土交通省が建設工事に関するグリーン購入法特定調達品目を公表しています。

国土交通省管轄工事における主な特定調達品目の調達推移は右のグラフのようになっています（図1 国土技術政策総合研究所「公共工事におけるグリーン調達について」より）。その実績について、再生材を使用した場合にその含有量だけの廃棄物が削減されたものとして試算した結果は、平成 19 年度は約 1,063 万トンの廃棄物が削減されたこととなります。

一方、地方公共団体の公共工事においては、主に「（調達に関する）情報が少ない」といった理由で特定調達品目が十分に調達されていない現状があるようです。（図2、3 国土技術政策総合研究所「公共工事におけるグリーン調達について」より）

対策として国土交通省では、現場の実務担当者が特定調達品目を調達する際に必要な情報を取りまとめた「特定調達品目調達ガイドライン」（土木品目を対象）を作成しています。

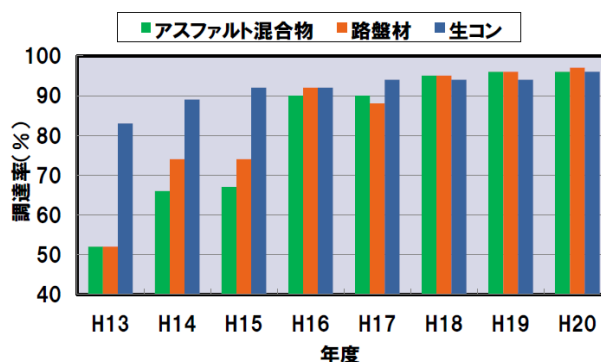
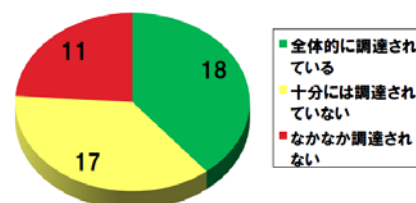


図1 国土交通省工事における主な特定調達品目の調達率の推移



（47都道府県及び13政令市に対して、公共工事におけるグリーン調達の取り組み状況についてアンケート調査を行い、上記質問については46団体から回答を得た）

図2 地方公共団体における調達状況

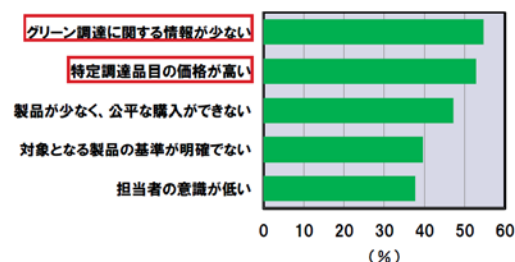


図3 地方公共団体におけるグリーン調達の阻害要因

参照⇒p.40～41 5 グリーン購入法

Q10. 公共工事土量調査とはどのようなものか？ 対象となる機関と工事は？

A10. 建設発生土の工事間利用を促進させるために、土砂のフローを全体で一括管理・把握する調査です。対象は公共工事、うち 1000 m³以上の土砂の搬出又は 1000 t 以上の建設汚泥の搬出又は 500 m³以上の土砂の搬入がある工事となっています。

＜詳細＞公共工事土量調査とは、建設発生土を有効に活用するために、公共工事における土砂のフローを全体で一括管理・把握するための調査です。工事前に行った調査をもとに工事間利用調整を行い、事後の結果を確認して実態を把握することで、建設発生土の工事間利用調整を促進させることを目的としています。対象は公共工事、うち 1000 m³以上の土砂の搬出又は 1000 トン以上の建設汚泥の搬出又は 500 m³以上の土砂の搬入がある工事となっています。

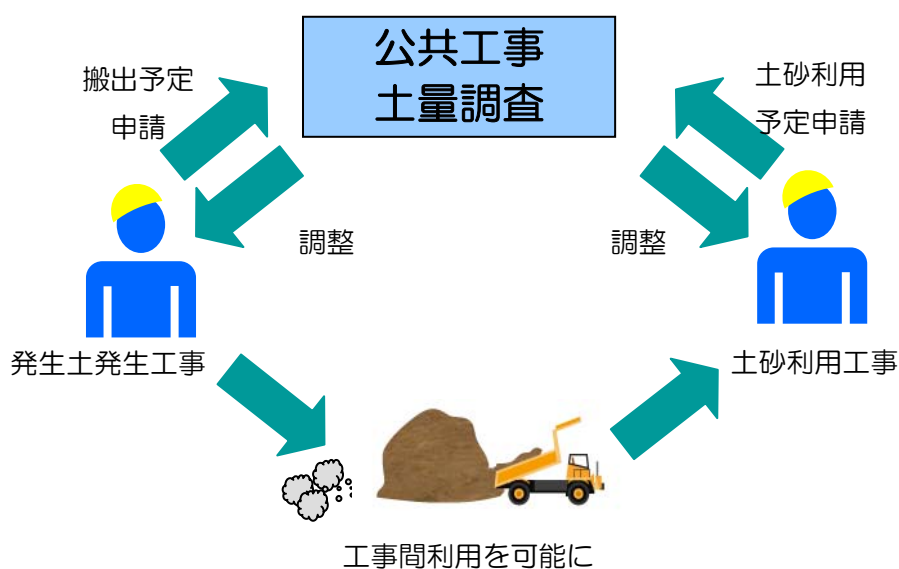


図1 公共工事土量調査のイメージ

各地方建設副産物対策連絡協議会等が、各公共工事の発注者を対象に、対象年度前に土量、土質、搬出・搬入時期等の工事情報の調査を実施するとともに、そのとりまとめ結果を各公共工事の発注者に配布し、建設発生土の工事間利用調整の基礎資料としています。

中部地方においては、調査対象工事を、100 m³以上の土砂搬出入がある工事に拡充しています。

3

建設リサイクルの各種施策

建設廃棄物は、産業廃棄物の排出量の約2割、最終処分量の約2割を占めており、循環型社会を構築していく上で先導的な役割が求められています。また、社会的な問題となっている不法投棄に関しても、産業廃棄物由来の不法投棄のうち約7割を建設廃棄物が占めると言われており、建設廃棄物のリサイクル推進は大変重要な役割を担っていると言えます。

このような現状の中、建設リサイクルを政策として推進させるために、様々な法律、計画等が作られてきました。より一層実効性のあるリサイクルの制度を確立するために、様々な推進方策が展開されてきた結果、建設廃棄物のリサイクルの状況は全体で93.7%（平成20年）となっています。

この章では、主な建設リサイクルに関する施策をとりあげ、紹介します。

紹介する主な建設リサイクルに関する施策

- ① 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
 - ・・・国策としての建設リサイクルの指針となる法律
- ② 建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）
 - ・・・中部地方のリサイクルの指針となる計画
- ③ リサイクル原則化ルール
 - ・・・国土交通省工事におけるリサイクルを原則化した運用方針
- ④ 建設リサイクルガイドライン
 - ・・・国土交通省発注公共工事における、建設リサイクルに関する具体的な実施事項についてとりまとめたガイドライン
- ⑤ グリーン購入法
 - ・・・国などが、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（環境物品等）の調達を率先的に推進することを定めた法律
- ⑥ 公共工事土量調査
 - ・・・建設発生土の工事間利用のために、公共工事における土砂のフローを全体で一括管理・把握するための調査

1. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

特定の建設資材について、分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体工事業者の登録制度を実施すること等により、資源の有効な利用の促進及び廃棄物の適正な処理を確保するため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「**建設リサイクル法**」という。）が平成 14 年 5 月 30 日から完全施行されました。

- 建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け
- 分別解体等及び再資源化等の実施を確保するための措置
- 解体工事業者の登録制度の創設
- 再生資材の利用促進等
- 罰則

について、ここでは解説します。

●建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け

現場分別の義務（分別解体等実施義務）

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事（対象建設工事）※については、一定の施工基準（事前調査を含めた分別解体等の手順と解体工事の作業手順等）に従って、1) コンクリート、2) コンクリート及び鉄から成る建設資材、3) 木材、4) アスファルト・コンクリート（以上、特定建設資材）を現場で分別することが、工事受注者に対して義務付けられています。

再資源化の義務（再資源化等実施義務）

分別解体をすることによって生じた上記の特定建設資材の廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）について、再資源化が対象建設工事受注者に対して義務付けられています。なお、建設発生木材については、50 km以内に再資源化施設がない場合で、その他地理的条件、交通事情などにより相当程度に経済性の面で制約があるものは、焼却等の縮減を行うこととされています。

※ 対象工事

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で下表に示す規模の基準以上の工事。

工事の種類	規模の基準
建築物解体	延床面積 80 m ²
建築物新築・増築	延床面積 500 m ²
建築物修繕・模様替え等（リフォーム等）	請負代金 1 億円
その他工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金 500 万円

●分別解体等及び再資源化等の実施を確保するための措置

発注者の事前届出義務、元請業者の報告義務等

発注者による工事の事前届出、元請業者から発注者への再資源化等完了報告、現場における標識の掲示などが義務付けられています。

発注者・受注者間の契約手続き

受注者への適正なコストの支払を確保するため、発注者・受注者間の契約手続きが整備されています。

(1) 受注者から発注者への説明 (受注者(元請)の義務)

対象建設工事の元請業者は発注者に対し、分別解体等の計画等について書面を交付し説明することが義務付けられています。

(2) 契約

分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用等を明記する必要があります。

(3) 事前届出 (発注者の義務)

工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、都道府県知事（または建築基準法に定める特定行政庁）に届出ることが義務付けられています。

(4) 変更命令

発注者の届出に係る分別解体等の計画が基準に適合しないと認められる場合、都道府県知事により変更命令が行われます。

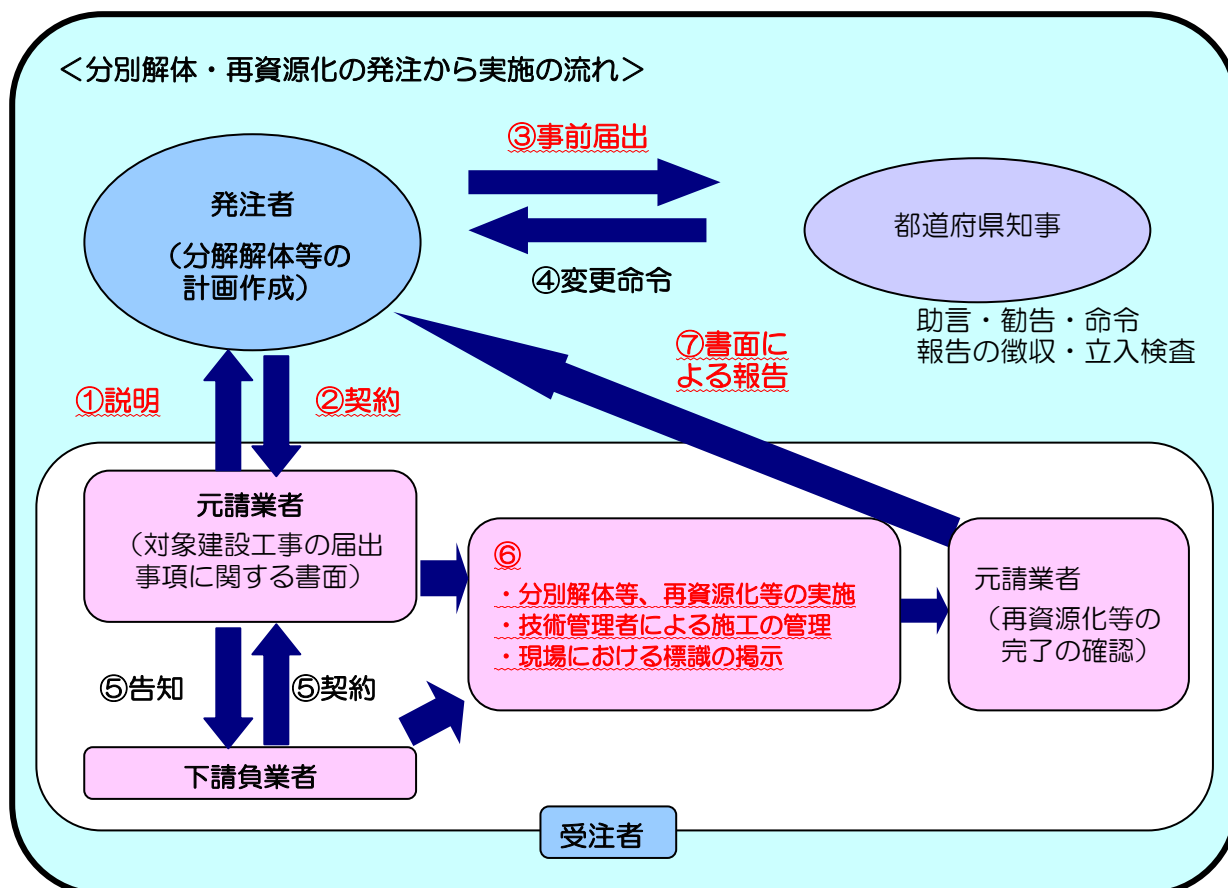
(5) 告知・契約

下請に出す際は、発注者が都道府県知事へ届け出た事項を下請負人告知した上で契約します。

(6) 分別解体等、再資源化等の実施、技術管理者による施工の管理（建設業許可業者の場合は主任技術者又は監理技術者による施工の管理）、現場における標識の掲示 (受注者全体(元請・下請とも)の義務)

(7) 再資源化等の完了の確認及び発注者への報告 (受注者(元請)の義務)

再資源化等の完了後、元請業者は発注者に書面で報告します。再資源化等の実施状況に関する記録を作成、保存することが義務付けられています。



●解体工事業者の登録制度の創設

解体工事業登録、技術管理者配置の義務

適正な解体工事の実施を確保するために、解体工事業を営もうとする者の登録及び解体工事現場への技術管理者の配置等が義務付けられています。なお、土木工事業、建築工事業、とび・土木工事業の建設業許可業者は、解体工事業登録は不要です。

●再生資材の利用促進等

基本方針における目標の設定や都道府県知事による指針の策定、対象建設工事の発注者に対する協力を要請すること等により、リサイクルを推進します。

● 罰則

分別解体等及び再資源化等に対する命令違反や、届出、登録等の手続の不備に対して、発注者や受注者に所要の罰則が適用されています。

建設リサイクル法では、この他に、建設廃棄物のリサイクルを促進するために主務大臣が基本方針を定めることが規定されています。これに基づき平成 13 年 1 月 17 日に基本方針が定められ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進にあたっての基本理念、関係者の役割、基本的方向などを定めるとともに、特定建設資材廃棄物の平成 22 年度の再資源化等率を 95%と定めたり、国の直轄事業における特定建設資材廃棄物の最終処分量を平成 17 年度までにゼロとする、などの目標が掲げられています。

2. 建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）

国土交通省は、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする計画「建設リサイクル推進計画2002」（H14）、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」（H15）を統合し、平成20年度以降に引き継ぐものとして、全国を対象とした「建設リサイクル推進計画2008」（以下、「全国計画」という。）を平成20年度に策定しました。これをうけ、中部地方では、全国計画を基本とし、中部地方の具体的な取り組みを示す「建設リサイクル推進計画2008（中部地方版）」を策定しました。全国計画は国、地方公共団体及び民間が行う建設工事全体を対象としています。直接の対象は国土交通省所管公共工事ですが、他省庁や民間などが行う建設工事においても、建設副産物リサイクル広報推進会議及び各地方建設副産物対策連絡協議会の活動等を通じて、この計画が反映されることが期待されています。中部地方版においても全国版と同様に、中部地方において工事を行う関係者全てを対象にしています。

全国計画は、循環型社会の構築に当たっての建設産業の責務が非常に重いとの認識のもと、建設産業が先導的に3Rを推進するための行動計画として策定したものです。

中部地方推進計画は、それらを踏まえつつ、中部地方建設副産物対策連絡協議会（以下、「協議会」という。）会員及び関係市町村（以下、協議会会員及び関係市町村を「協議会等関係機関」という。）が適切に建設リサイクルを徹底するための基本的事項も含め、具体的な取り組みを策定したものです。

●計画の実施主体と考え方

計画の実施主体

- ・協議会等関係機関である国土交通省中部地方整備局や中部地方の国土交通省以外の国機関・所管独立行政法人等はもとより国土交通省所管の補助事業も含めた全ての公共工事が直接の対象となっています。
- ・民間が行う建設工事についても、協議会の活動を通じて、本計画が反映されるよう務める、とされています。

計画の基本的な考え方

- ① 建設副産物に関する法令の適切な遵守
- ② 関係者の意識の向上と連携強化
- ③ 持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開
- ④ 民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推進

●計画期間と目標

計画期間

- ・平成20年～平成24年度の五カ年（全国計画と同様）

目標指標

- ・再資源化率（排出量に対する再資源化及び再使用された量の比率）
- ・再資源化等率（排出量に対する再資源化及び縮減化された量の比率）
- ・建設発生土の有効利用率（土砂利用量に対する建設発生土利用量の比率）

目標値

対象品目		H17 実績	H22（中間目標）	H24目標	H27目標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98.9%	98%以上	<u>98%以上</u>	98%以上
コンクリート塊		98.9%	98%以上	<u>98%以上</u>	98%以上
建設発生木材		74.8%	77%	<u>78%</u>	80%
建設発生木材	再資源化・縮減率	92.8%	94%	<u>95%以上</u>	95%以上
建設汚泥		72.1%	80%	<u>82%</u>	85%
建設混合廃棄物	排出量	32.2 万 t	24.9 万 t (H17 比 -25%)	<u>23.2 万 t</u> (H17 比 -30%)	19.9 万 t (H17 比 -40%)
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	94.0%	94%	<u>94%</u>	94%以上
建設発生土	有効利用率	83.7%	86%	<u>88%</u>	90%

また、「建設リサイクル推進に関する方策」（H20年3月）を踏まえて、国民の理解と参画のもと、市場メカニズムに基づく民間主体の創造的取り組みを推進力とする新たな3Rの構築が期待される施策として、①建設リサイクル推進を支える横断的な取り組みと、②建設リサイクル推進にあたっての個別課題に対する取り組みに区分して、具値的な施策が示されています。

（詳細はHP：<http://www.cbr.mlit.go.jp/recycle/keikaku2008.pdf> 参考）

3. リサイクル原則化ルール

リサイクル原則化ルールでは、国土交通省が発注する建設工事における再生資源の利用および再資源施設の活用について、以下にあげた事項を経済性にかかわらず実施する（原則化）、と定めています。自治体が発注する公共工事においても、本ルールに即したリサイクル促進が求められています。

<建設副産物の工事現場からの搬出を義務付け>

- コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊 → 再資源化施設へ**搬出**
- 建設発生木材（伐木・除根材を含む） → 原則として再資源化施設へ**搬出**
（ただし、縮減（焼却等）で足りる場合も規定）
- 建設汚泥 → 原則として次の①～③のいずれかの方法をとる。
 - ① 建設汚泥処理土として他の建設工事現場に**搬出**
 - ② 他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用するため、再資源化施設に**搬出**
 - ③ 製品化させるため、再資源化施設に**搬出**
 （ただし、縮減（脱水等）を行った上で最終処分できる場合も規定）
- 建設発生土 → 50km 以内の他の建設工事（民間含む）へ**搬出**

<再生資源の利用を義務付け>

- 再生骨材
 - 工事現場から40kmの範囲内に再生骨材等を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、**原則として利用**
- 再生加熱アスファルト混合物
 - 工事現場から40km及び運搬時間 1.5 時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、**原則として利用**
- 建設発生土及び建設汚泥処理土
 - 工事現場から50kmの範囲内に建設発生土又は建設汚泥を搬出する他の建設工事もしくは建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮した上で、**原則として利用**

4. | 建設リサイクルガイドライン

建設リサイクルガイドラインは、リサイクル原則化ルールの徹底など公共工事発注者の責務を徹底するため、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項についてとりまとめたガイドラインです。対象工事は国土交通省所管の直轄事業（受託工事含む）となっています。自治体が発注する公共工事においても、本ルールに即したリサイクル促進が求められています。

主に次の四点について定められています。

●リサイクルに向けた体制の整備

目的の趣旨の達成に向けて、対象事業を行う機関の取り組みを支援するため、次の委員会を設置することになっています。

- ① 地方整備局等建設副産物対策委員会
- ② 事務所等建設副産物対策委員会

●計画・設計段階におけるリサイクル計画の策定

対象建設機関は、次のものを取りまとめなくてはなりません。

- ① リサイクル計画書
- ② リサイクル阻害要因説明書
- ③ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

●工事事務所においてリサイクルの徹底に向けた検討体制の強化

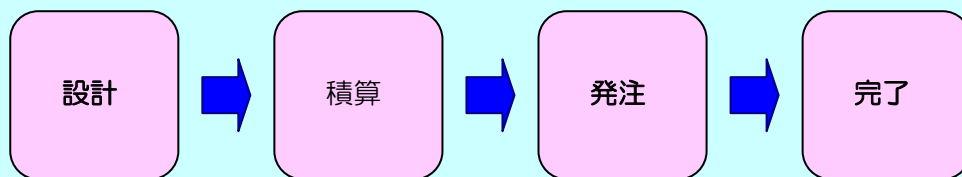
対象建設機関は、次の時点で、リサイクルへの取り組みの検討・調整を行わなくてはなりません。

- ① 計画案（計画・設計方針）の策定時点
- ② 工事仕様書の作成時点
- ③ 工事契約前
- ④ 工事完了時点

●リサイクル実施状況のとりまとめ

完了時の再生資源利用〔促進〕実施書は、地方整備局等建設副産物対策委員会が半期ごとにとりまとめます。

<建設リサイクルガイドラインと工事のフロー>



- リサイクル計画書の作成

- リサイクル計画書の作成
- リサイクル阻害要因説明書の作成

- 再資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成を特記仕様書に明記
- 建設リサイクル法第12条に基づく事前説明の実施

- 再資源利用〔促進〕実施書の受理（建設リサイクル法第18条に基づく報告を兼ねる）

5. グリーン購入法

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）では、国などが、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（環境物品等）の調達を優先的に推進することを定めています。循環型社会の形成のためには、「再生品等の供給面の取り組み」に加え、「需要面からの取り組みが重要である」という観点から、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法の一つとして制定されました。

基本方針に定められている、特に重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類については、できる限り基準を満足する物品等を調達するとともに、その他の物品等についても、可能な限り環境に配慮した物品等を調達することとしています。

<平成23年度の公共工事における特定調達品目>

建設資材					
土工用水砕スラグ	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	鉄鋼スラグブロック	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	フローリング	氷蓄熱式空調機器
銅スラグを用いたケーソン中詰め材	中温化アスファルト混合物	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	環境配慮型道路照明	パーティクルボード	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機
フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	鉄鋼スラグ混入路盤材	下塗用塗料(重防食)	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	繊維板	送風機
地盤改良用製鋼スラグ	再生骨材等	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	陶磁器質タイル	木質系セメント板	ポンプ
高炉スラグ骨材	間伐材	高日射反射率塗料	断熱サッシ・ドア	ビニル系床材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
フェロニッケルスラグ骨材	高炉セメント	高日射反射率防水	製材	断熱材	自動水栓
銅スラグ骨材	フライアッシュセメント	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	集成材	照明制御システム	自動洗浄装置及びその組み込み小便器
電気炉酸化スラグ骨材	エコセメント	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	合板	変圧器	洋風便器
再生加熱アスファルト混合物	透水性コンクリート	パークたい肥	単板積層材	吸収冷温水機	再生材料を使用した型枠

建設機械	
排出ガス対策型建設機械	低騒音型建設機械

工法		
低品質土有効利用工法	建設汚泥再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法
路上表層再生工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法

目的物		
排水性舗装	透水性舗装	屋上緑化

国土交通省管轄工事における主な特定調達品目の調達推移は右のグラフのようになっています（図1 国土技術政策総合研究所「公共工事におけるグリーン調達について」より）。その実績について、再生材を使用した場合にその含有量だけの廃棄物が削減されたものとして試算を行うと、**平成 19 年度は約 1,063 万トンの廃棄物が削減されたこと**になります。

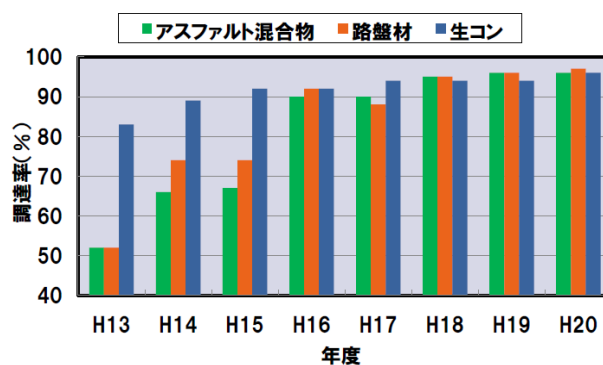
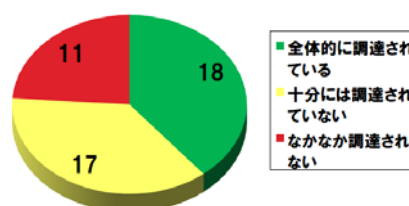


図1 国土交通省工事における主な特定調達品目の調達率の推移

一方、地方公共団体の公共工事においては、主に「（グリーン調達に関する）情報が少ない」といった理由で特定調達品目が十分に調達されていない現状があるようです（図2、3 国土技術政策総合研究所「公共工事におけるグリーン調達について」より）。



（47都道府県及び13政令市に対して、公共工事におけるグリーン調達の取り組み状況についてアンケート調査を行い、上記質問については46団体から回答を得た）

図2 地方公共団体における調達状況

対策として、国土交通省では、現場の実務担当者が特定調達品目を調達する際に必要な情報を取りまとめた「特定調達品目調達ガイドライン」（土木品目を対象）を作成しています。



図3 地方公共団体におけるグリーン調達の阻害要因

6. 公共工事土量調査

大量の土砂の放置、廃棄されている土砂があるにもかかわらず存在する新材の採取、土の運搬に用いられるトラックの排出ガスなど、発生土が環境へ及ぼす影響は大きいと考えられ、その有効利用が望まれています。

公共工事土量調査とは、建設発生土を有効に活用するために、公共工事における土砂のフローを全体で一括管理・把握するための調査です。国土交通省が平成15年に策定した「**建設発生土等の有効利用に関する行動計画**」における、8つの施策のうちの一つであり、現行推進計画でも引き続き具体的施策として実施することとされている。

各地方建設副産物対策連絡協議会等が、各公共工事の発注者を対象に、対象年度前に土量、土質、搬出・搬入時期等の工事情報の調査を実施するとともに、そのとりまとめ結果を各公共工事の発注者に配布し、建設発生土の工事間利用調整の基礎資料としています。

●公共工事土量調査の概要

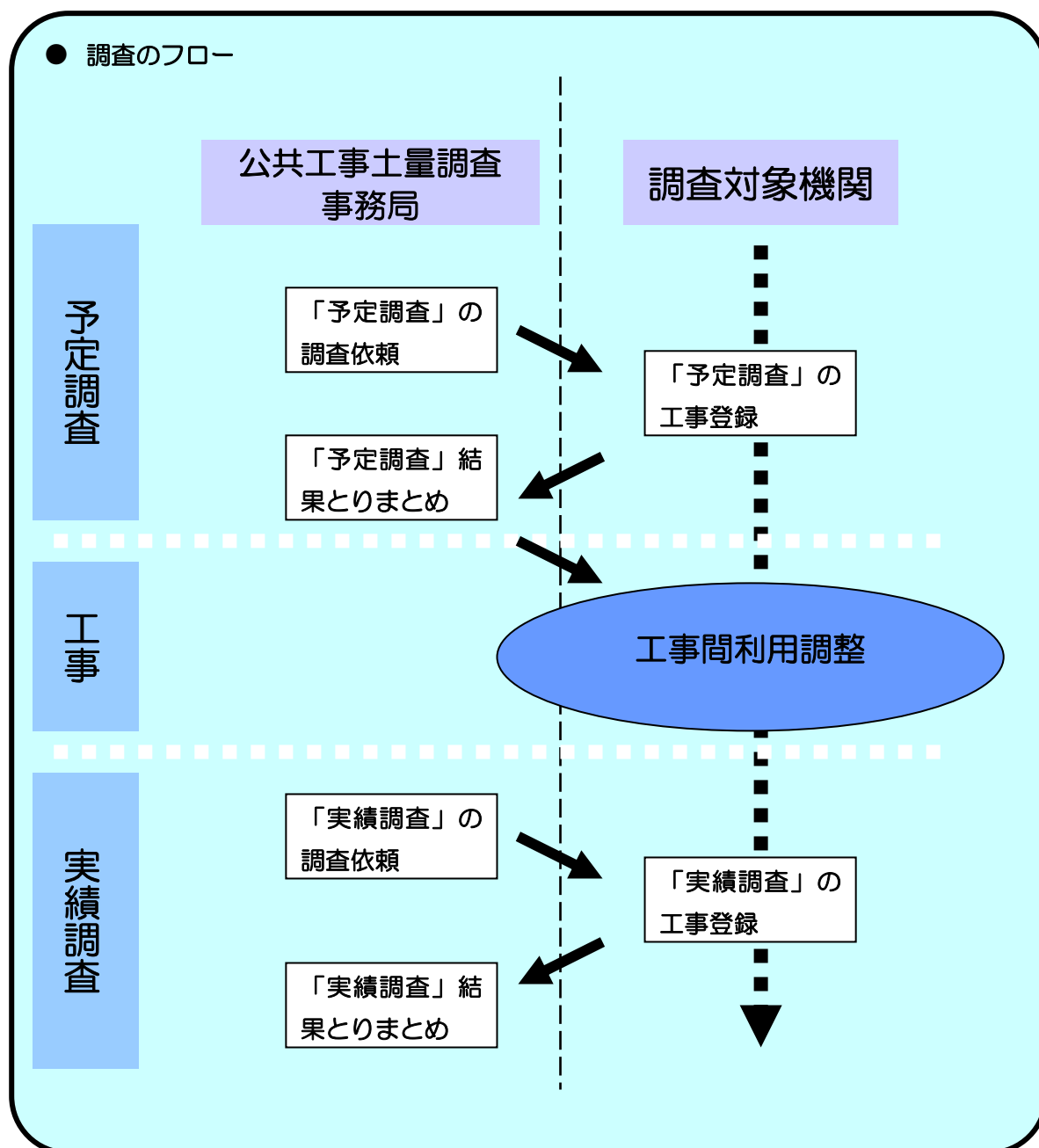
●工事間利用調整の対象機関

対象機関は、地方協議会等の構成機関のうち、公共工事の発注機関である**国、公団・事業団等、都道府県、政令市、市町村**を対象とし、各地方協議会等に定められます。なお、地方協議会等に参加していない市町村もあわせて対象とします。

●公共工事土量調査の種類

土量調査には、予定調査と実績調査の二種類の調査があります。

調査の種類	位置付け	実施内容	対象工事	
			施工時期	土量規模
予定調査	建設発生土等の工事間利用のために、対象工事の発注前から実施する調査	・調査時点で工事概要が決定している予定情報の登録 (予定調査を2回行う場合は、第1回目は、その時点で工事概要が決定している予定情報の登録、第2回目は提出した予定情報の更新、第1回目以降に工事概要が決定した予定情報の追加を行う)	調整を実施する年度以降に、土砂の搬出又は建設汚泥の搬出又は土砂の搬入を予定する工事	1,000m ³ 以上の土砂の搬出、又は1,000t以上の建設汚泥の搬出、
実績調査	建設発生土等の工事間利用調整の結果等を把握するために対象工事の完了後に実施する調査	・「予定調査」で提出した工事情報に対する実績情報の更新 ・「予定調査」で提出していない工事情報の実績情報を追加。	調整を実施する年度以降に、土砂の搬出又は建設汚泥の搬出又は土砂の搬入の実績があった工事	又は500m ³ 以上の土砂の搬入



第四章 各機関で実施している施策

●Q&A

●各機関で実施している施策

- 1 発生土対策① 中部地方の取り組み
- 2 発生土対策② 東京都の取り組み
- 3 発生土対策③ その他の地域の取り組み
- 4 リサイクル資材認証制度①
三重県・愛知県の取り組み
- 5 リサイクル資材認証制度②
静岡県・岐阜県の取り組み

Q11. 土量調査、リサイクル原則化ルール以外の 工事間利用促進策は??

A 1 1. 発生土の工事間利用については、地域内で工事間利用を促進させようと努力する自治体等で様々な取り組みがなされています。例えば静岡県の残土掲示板、愛知県の貯留土システム、東京都の発生土利用調整会議などがあげられます。

＜詳細＞発生土の工事間利用については、地域内で工事間利用を促進させようと努力する自治体等で様々な取り組みがなされています。例えば静岡県の残土掲示板、愛知県の貯留土システム、東京都の発生土利用調整会議などです。例を表 1 に示しました。

表 1 工事間利用促進策の例

	自治体等	取り組みの名称
中部地方	静岡県	残土掲示板
	愛知県	貯留土システム
その他の地域	東京都	発生土利用調整会議
	近畿地方整備局	利用調整計画提供
	北海道	土砂バンク

参照⇒p.47～54

発生土対策①～③

Q12. リサイクル原則化ルール、グリーン購入法以外の リサイクル促進策は?

A 1 2. 国による促進策以外にも、独自に制度を創設している都道府県もあります。例えば愛知県では「あいくる」というリサイクル材認証制度を設け、認証材の普及を目指しています。中部地方の他の県でも同様のリサイクル材認証制度があります。

自らが出す副産物について再資源化行為を行う以外に、リサイクル建材を使用することでもリサイクルの促進につながります。グリーン購入法など、国による促進策以外にも、独自に制度を創設している都道府県もあります。例えば愛知県の「あいくる」は、愛知県が独自に行っているリサイクル認証制度で、愛知県が「あいくる材」として認めた資材は県の工事で率先利用されることになっています。

また、一般財団法人建設物価調査会が運営している「エコ・リサイクルナビ」では、リサイクル資材のデータベースがホームページ（<http://recycle.kensetu-navi.com/>）に公開されており、リサイクルの促進に組みたい方であれば誰でも活用することができます。

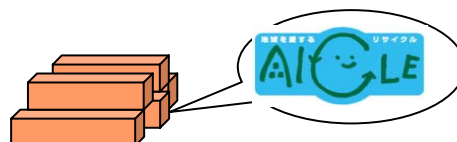


図 1 0 あいくる材のロゴマーク

参照⇒p.55～60

リサイクル資材認証制度

4

各機関で実施している施策

建設リサイクルは、循環型社会の構築を目指して、国策としての制度や方策が展開されていますが、自治体や各関連機関が独自に行っている制度も存在します。

この章では、各機関で実施されている施策を取り上げ、紹介します。

紹介する各機関で実施している施策

1. 発生土対策① 中部地方の取り組み

・・・残土掲示板（静岡県）、貯留土システム（愛知県）

2. 発生土対策② 東京都の取り組み

・・・発生土利用調整会議（東京都）

3. 発生土対策③ その他の地域の取り組み

・・・利用調整計画提供（近畿地整）
土砂バンク（北海道）

4. リサイクル資材認証制度① 三重県・愛知県の取り組み

5. リサイクル資材認証制度② 静岡県・岐阜県の取り組み

1. 発生土対策① 中部地方の取り組み

1) 残土揭示板（静岡県）

(j) 目的・概要

静岡県が平成21年より開始した「残土情報掲示板」は、残土の情報をオンラインで交換するためのシステムで、積算システムとの連携により入力省力化や共用GISを使用することにより位置情報を視覚的に確認することを可能にしました。事務所内だけでなく、他の事務所の情報も検索でき、より広範囲な利活用ができます。また、工事施工期間による検索を始め、土の種類、利用目的などの多重検索が可能となっており、利用者の目的に合わせた利用が可能です。

(ii) 詳細

<特徴>

・積算システムとの連携

積算システムとの連携により、残土情報掲示板への入力データのほとんどを自動で引き継ぐことができ、設計担当者の追加入力が最小限となっています。

- ・ 県内すべての閲覧、検索が可能

データベースサーバーを県庁内においたことより、県内すべての情報がリアルタイムに閲覧、検索できます。

- ・ 共用GISによる位置情報

共用GISでは、詳細情報より土量の確認や範囲及び距離の確認ができます。（図1）

- ・メールお知らせ機能

データの入力漏れがあった場合や、工期限が間近となった場合に、工事担当者にお知らせメールが届きます。

修正の忘れなどを無くし、
入力されたデータが常に最新のものとなり、利用者の欲しい情報をリアルタイムに
提供することができます。

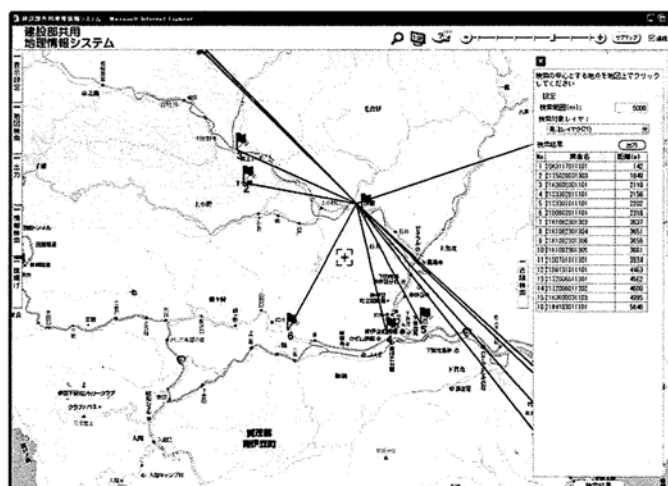


図1 共用GISによる工事箇所検索イメージ

＜使用方法＞

残土情報掲示板には、次の項目を入力します。このシステムは積算システムと連動しているため、新たに入力する項目は少なくなっています。

＜新規入力項目（全ての項目）＞

- ・地区名、工事番号、施工場所、工事種類、土量、工期、事務所名、電話番号、担当者名、データ更新日、緯度経度

表1 静岡県システムの入力画面

[illegible]

2) 貯留土システム（愛知県）

(i) 目的・概要

愛知県の「貯留土システム」は、貯留指定地の位置や土量状況等の情報が検索できるシステムです。建設発生土を貯留土として、購入土に代わるものとして有効利用し、資源の再利用を促すことを目的としています。愛知県建設部では平成 11 年 8 月から制度化しています。

貯留土とは、他の現場の建設発生土（「建設発生土利用技術マニュアル」土質区分基準・第1種～第3種）を貯留指定業者の資材置き場に仮置きし、請負業者の要望に応じて搬出し、その土を購入土に代えて使用するものをさします。

貯留指定地は、その土地の所有者が地元の土木研究会会員で、あらかじめ公益財団法人愛知県都市整備協会に申請をし、現地調査等を行った上で登録しています。

愛知県都市整備協会は事務局として情報収集し、建設技術情報交換ネットワークを通じて情報の周知を行っています。

(ii) 詳細

<仕組み>

貯留土システムは、図2のような仕組みになっています。

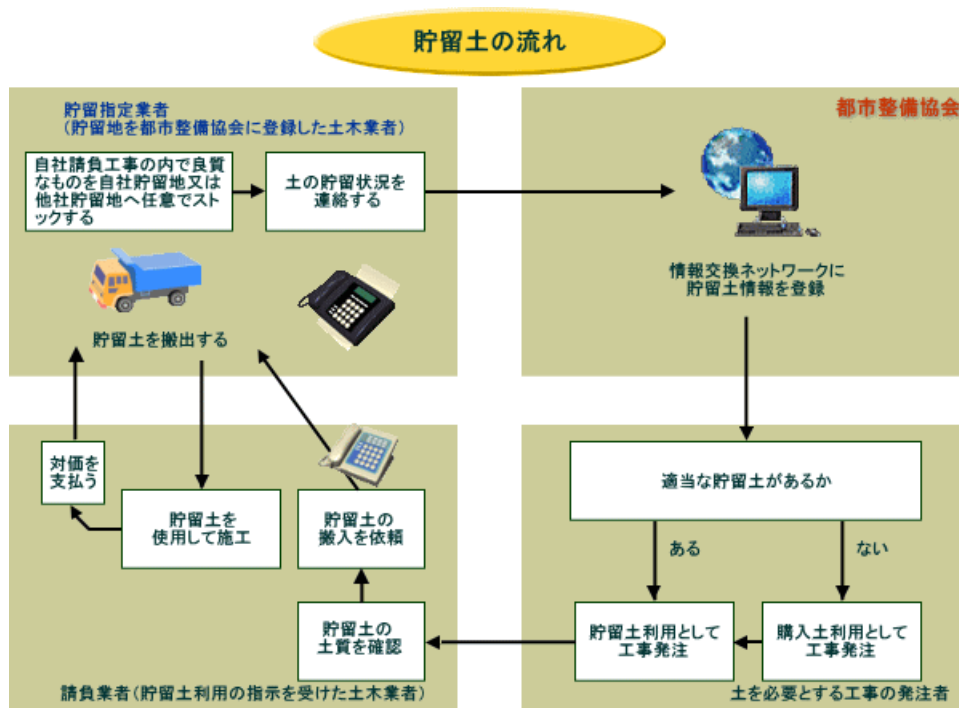


図2 貯留土システムの仕組み

(<http://www.aichi-toshi.or.jp/kensetu/kensetu4.htm#tyoryudo> より抜粋)

<実績>

平成24年4月現在、貯留指定地登録数は愛知県内で89箇所となっています。

2. 発生土対策② 東京都の取り組み

1) 利用調整会議（東京都）

(i) 目的・概要

東京都では、独自の発生土情報システムを有しており、それを活用した建設発生土の利用調整を行っています。

利用調整に先立って、東京都では毎年、都内で当該年度に施工予定の公共工事の建設発生土及び建設泥土に関わる調査（公共工事土量調査）を実施しています。この調査で収集された建設発生土等の情報をもとに、公共工事実施に伴う搬出土量、及び搬入土量を把握しています。

(ii) 詳細

<仕組み>

東京都の発生土利用調整は、**まず土量調査により配分調整を行い、着工後に状況に応じて随時再度配分調整を行う、という形で**行われています。

① 着工前の土量調査による配分調整

利用調整が行われる年度の前年度10月に、工事発注者は「東京都建設発生土情報システム」（以下、「発生土システム」という。）を利用して、予定工事データを登録します。見直しや変更を行った上で、2月に東京都都市整備局と受け入れ機関が、調査の結果を基に事業の必要性に応じた利用調整（利用調整会議）を行い、その結果を発注部局に通知する、という形で着工

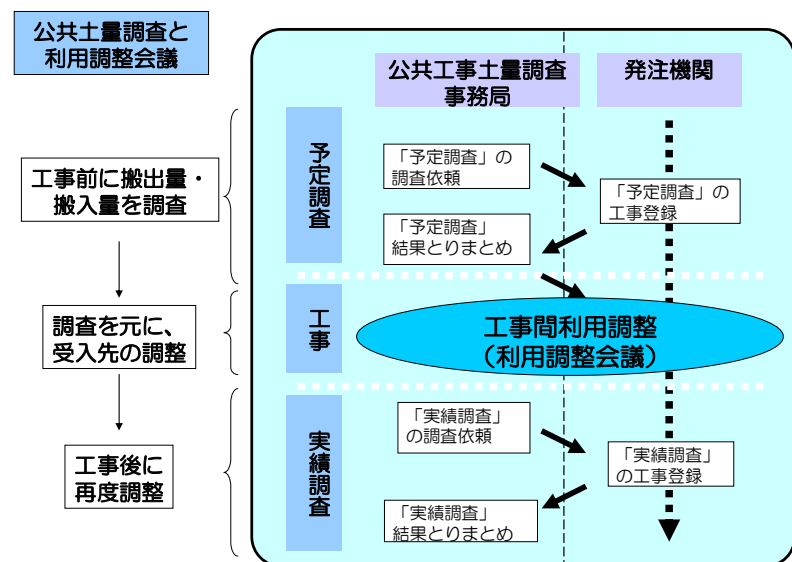


図1 公共土量調査と利用調整会議

前の調整が行われます。受入機関とは、工事間利用における相手先工事や、東京都が指定した、建設発生土再利用センター等のストックヤードのことを指します。

② 工事着工後の配分調整

当該年度の工事が着工した後に、配分の調整が行われます。工事には様々な制約があり、工程通りに進まないことも多くあります。変更が生じた時は、その都度発注機関が、追加・変更・中止などの情報について利用調整事務局（東京都）へ連絡を行います。利用調整会議は毎月一回の幹部会を開催しており、各発注機関が集まって、実際の変更に伴って新たな調整を行います。

<特徴>

・専用のシステム「東京都建設発生土情報システム」を保有している

→東京都関連工事における建設発生土の利用調整を円滑かつ効率的に実施するために、工事情報を登録し相互に調整が可能となるような情報システムを開発し、平成17年度から本稼動、都市整備局が運用管理しています。このシステムはインターネット技術を利用しており、リアルタイムのデータ入力・修正、オンラインの利用調整・受入可否判定が可能です。



図2 発生土システム イメージ図

出典 東京都建設発生土情報システム HP (<https://www.hasseido.jp/mole/>)

・受入地がストックヤードである

→同じような仕組みに JACIC の建設発生土情報交換システムがあります。しかし、そこで行えるのは工事間利用のみであるため、土質や時期があった工事が存在しなければ有効利用できません。東京都では、受入先がストックヤードであり、土質や時期を搬出時期に合わせる必要性がないため、より多様な建設発生土の有用利用が期待できます。

3. 発生土対策③ その他の地域の取り組み

1) 利用調整計画提供（近畿地方整備局）

(i) 目的・概要

近畿地方整備局では、JACIC の建設発生土情報交換システムを用いて、「工事間利用未決定工事一覧表」（発注機関ごと）と、効率的な建設発生土の利用となるよう調整を図った「相手先工事一覧表」（搬出入工事案件ごと）を作成、各機関に提供し、工事間利用の促進を目指しています。

特に、相手先工事一覧表に関しては、線形計画法（LP 法）を用いて、工事間利用量が最大となる組合せなどを提供しています。

(ii) 詳細

<「工事間利用未決定工事一覧表」について>

建設発生土情報交換システムに登録された、近畿地方でこれから行われる予定工事のうち、「工事間利用の有無」が「利用調整未実施」となっている工事を抽出し、リスト化して各機関に提供しています。

<「相手先工事一覧表」について>

「工事間利用未決定工事一覧表」のうち、

① 土工期が1ヶ月以上重なっている工事

② 搬入工事が要求する土質条件を満たす工事

以上①、②を満たす工事を抽出し、距離の近い順にリストを作成しています。

B		C		D
1	発注機関名	京都市		
2				
3	搬出工事の工事間利用候補			
4	災害防除(船舶)工事の工事間利用候補			
5	発注機関: 京都市 建設局土木管理部 工事名: 災害防除(船舶)工事 工事場所: 京都府京都市左京区鞍馬倉船町地内 担当者名: 奥村			
6	工事名	発注機関	調整管理	調整管理 奥村
7	鹿島橋補修(その2)工事	京都市 建設局土木管理部		
8	大津地方合同庁舎庁舎外1体整備工事	近畿地方整備局 京橋部		
9	船田駅西口土地区画整理事業造成工事	京都市 大津市		
10	小浜町地区堤防強化工事	近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所		
11	京都市計画事業大井町南部土地区画整理事業	京都市 島岡市		
12	鹿島山公園遊歩道整備工事	京都市 島岡市		
13	志賀バイパス比良地区補修工事	近畿地方整備局 河野国道事務所		
14	高田川開削(河川維持補修)工事	京都市 建設局土木管理部		
15	志賀バイパス比良地区改良工事	近畿地方整備局 河野国道事務所		
16	志賀バイパス北小松地区補修工事	近畿地方整備局 河野国道事務所		
17	湖田川管理用涵洞造成工事	近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所		
18	志賀バイパス北小松地区補修工事	近畿地方整備局 河野国道事務所		
19	志賀バイパス北小松地区補修工事	近畿地方整備局 河野国道事務所		
20	小浜町木造集積場地方道路整備工事	京都市 島岡土木事務所		
21	小浜町木造集積場地方道路整備工事	京都市 島岡土木事務所		
22				
23	鹿島橋補修(その2)工事の工事間利用候補			
24	発注機関: 京都市 建設局土木管理部 工事名: 鹿島橋補修(その2)工事 工事場所: 京都府京都市左京区八瀬野瀬町 担当者名: 山村			
25	工事名	発注機関	調整管理	調整管理 奥村
26	鹿島橋補修(その2)工事	京都市 建設局土木管理部		
27	大津地方合同庁舎庁舎外1体整備工事	近畿地方整備局 京橋部		
28	船田駅西口土地区画整理事業造成工事	京都市 大津市		
29	小浜町地区堤防強化工事	近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所		
30	高田川管理用涵洞造成工事	京都市 建設局土木管理部		

図1 相手先工事一覧表の例

さらにそのデータに対して
線形計画法（LP 法）を用い

て、最も工事間利用量を最大となる組み合わせを見つけだし、これをリスト化して関係機関に提供しています。

2) 土砂バンク（北海道）

(i) 目的・概要

北海道開発局では、北海道開発局の建設工事から発生する土砂を、地域内の有効な資源として活用・循環させるため、土砂に関する情報（発生場所、時期、担当事務所等）を事前に広く公開、共有するシステムとして「土砂バンク」を運営しています。

建設発生土については、事前に事業間で利用調整するなど有効利用に努めてきましたが、調査項目の多さ、登録工事データが少ない、登録されている工事の情報が少ないなど利用促進を図る上で課題となっていました。

このため、建設発生土の有効活用を促進するため「土砂バンク」を創設し、計画段階から地方自治体や民間等へ情報公開し、循環資源を搬出する現場と、利用を試みる現場とのマッチングを行っています。

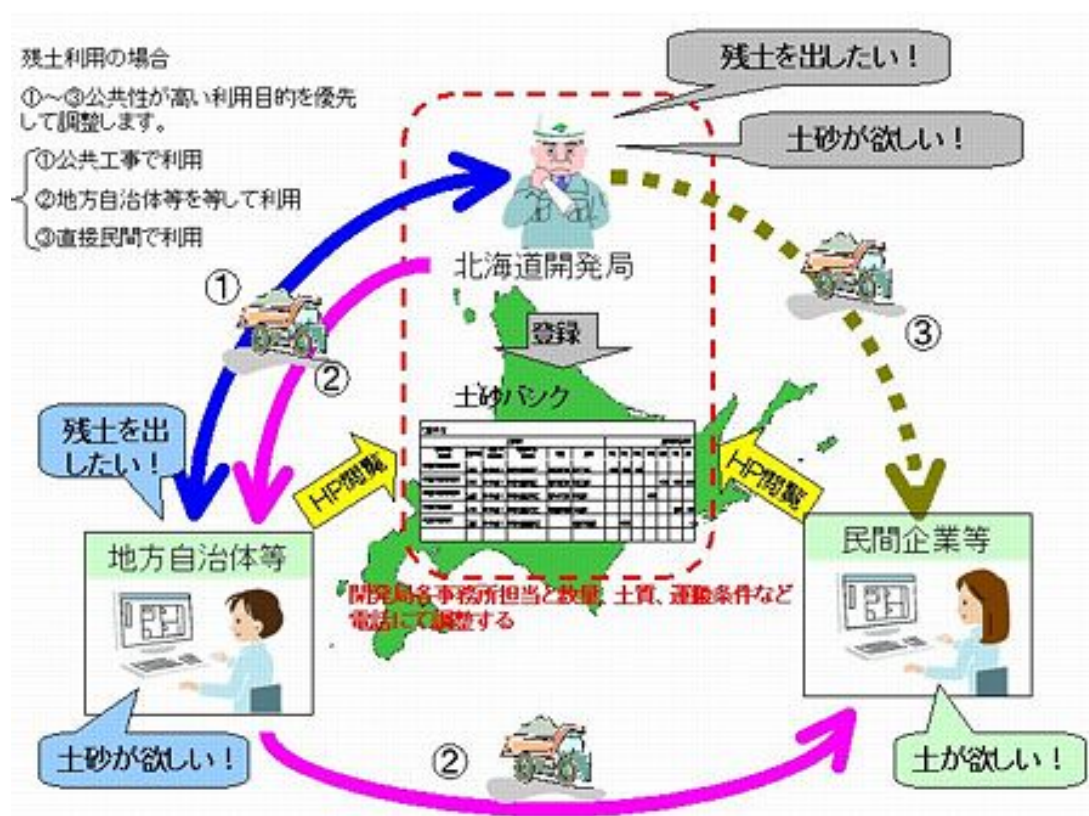


図1 土砂バンクの仕組み（北海道開発局 HP

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyoku/gijyutu/doshabanku.html より）

(ii) 詳細

＜公開情報・公開方法＞

- ・ **公開情報**—発生が予定される利用未調整「土砂」に関する「発生量」「発生時期」「土質」「工種」「問合せ窓口」等
- ・ **公開方法**—開発局HP、メーリングリストで関係自治体等に情報提供
(Excel ファイルを掲載)

＜利用方法＞

北海道開発局の建設工事から発生する土砂を利用したい、または建設工事に利用してもらいたい土砂がある工事担当者は、北海道開発局 HP 内にある土砂バンクを参考にして工事担当事務所等と連絡を取り、相互の利用調整を図ることができます。

＜利用対象者＞

- ・ 公共工事で発生（不足）した土砂のため、公共性が高い利用目的（国・道・市町村等の公共工事）が最優先されます。
- ・ 近辺の公共工事で利用がない場合には、民間工事等も対象となりますが、その際には所定の選定手続きが必要となります。

※「公共性の高い利用目的」には、自治体の他、公共性の高い各種団体等が行う工事も含まれます。

＜活用実績＞（平成21年度試行結果）

- ・ 4開発建設部(札幌、室蘭、帯広、留萌)で「土砂バンク」を試行
- ・ 調整未了であった4工事で、土砂の排出現場と利用を試みる現場とのマッチングが成立し、約4万 m³が有効活用
 - すべて購入材料とした場合、材料購入費が2,520万円
 - コスト縮減の効果

4. | リサイクル資材認証制度① 三重県・愛知県の取り組み

1) 愛知県のリサイクル資材認証制度

「あいくる」（愛知県建設企画課）

(i) 目的・概要

循環型社会の形成のためには、「需要面からの取り組みが重要である」という観点から、平成12年にグリーン購入法が制定されました。しかし、制定当時、建設部局で行われる工事で、グリーン購入は進んでいませんでした。理由としては、まず建設資材は、発注者（県）が直接資材を調達しない点があげられます。このため、請負者にリサイクル製品を使用してもらうための仕組みが必要

でした。次に、公共工事で使用するに足る品質をどのように確保し、確認するか、という問題がありました。

これらの問題を解決するため、愛知県自らがリサイクル資材の基準を公表・認定し、県公共工事で率先利用することを宣言した「あいくる」制度が、平成14年に作られました。

(ii) 「あいくる」の仕組み

あいくるは主に次の仕組みでできています（図参照）。

- ① 公共工事で使用可能な性能・安全性を確保するための基準を公表（26品目）
- ② 基準を満たす資材を「あいくる材」として認定し登録
- ③ 登録された資材を県の公共工事で率先利用

特色としては次の3点があります。

- ① 県発注の公共工事での利用を前提として認定資材を建設資材に限定
- ② 他県の認定制度と異なり、建設部局が制度を創設し運用
- ③ 再生原料の発生地やリサイクル資材の製造地を愛知県内に限定していない

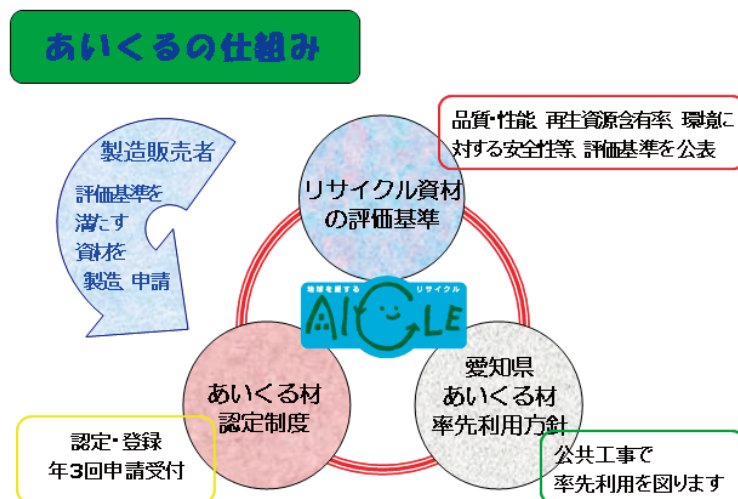


図1 あいくるの仕組み

(iv) 実績

あいくる制度の主な実績は図1～3のようになっています。

◆認定件数および認定資材数の推移◆

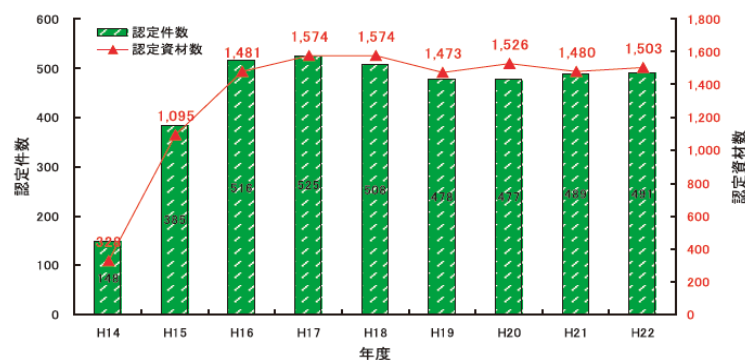


図1 認定件数および認定資材数の推移

あいくる材の再生資源使用量と使用相当金額の推移

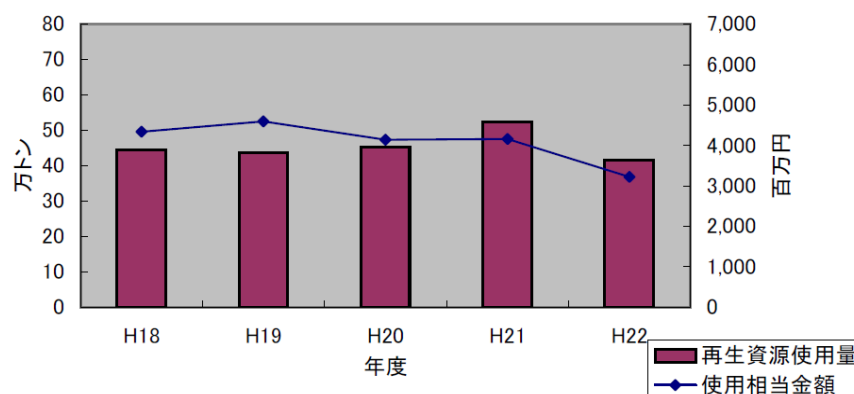


図2 あいくる材の再生資源使用量と使用相当金額の推移

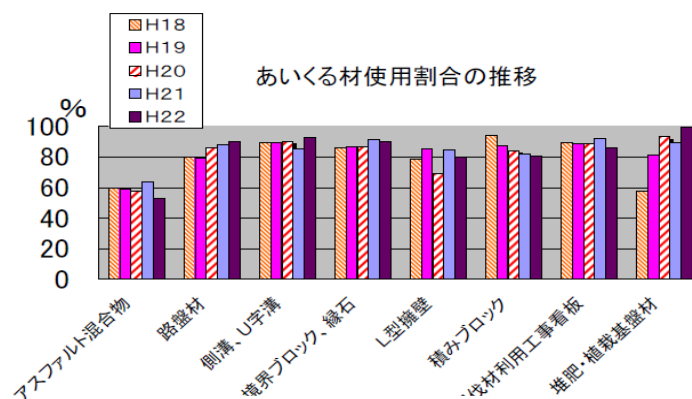


図3 県公共工事における、あいくる材使用割合の推移

(引用：愛知県建設部局 HP：

<http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html#agaiyou>)

2) 三重県の認定リサイクル制度

(i) 目的・概要

三重県では、リサイクル製品の利用を推進し、リサイクル産業の育成を図ることを目的として、平成 13 年 3 月に「三重県リサイクル製品利用推進条例」を制定し、同年 10 月から施行しています。

(ii) 詳細

製品生産者はこの制度を利用して、三重県からリサイクル製品の認定を受けることができます。

<認定基準>

三重県認定リサイクル制度における、リサイクル製品の認定基準としては、

- ① 県内で生産・加工されていること
- ② 製品の再生資源等に含まれる再生資源等の県内で発生する割合が 50%以上であること
- ③ 生産工場等では環境の保全に関する法令遵守されていること
- ④ 製品の品質及び安全性が基準に適合すること

などがあります。この制度は、建設資材のみならず全ての製品に適用されます。

<認定の手順>

- ・ 製品製造者は、三重県環境森林部ごみゼロ推進室に申請書を提出し、現地調査、認定検討会や委員会での議論を経て、県認定リサイクル製品として認定されます。
- ・ 認定は5年間有効で、認定された製品は認定マークの使用が許諾され、県の工事等において優先的に使用・購入されます。

<実績>

平成 21 年度における三重県の認定リサイクル製品の使用・購入実績は、42 事業者、購入金額 1,001,790,264 円でした。



三重県認定

リサイクル製品を

使いましょう！

5. | リサイクル資材認証制度② 静岡県・岐阜県の取り組み

1) 静岡県の認定リサイクル制度

(i) 目的・概要

静岡県では、リサイクル製品の利用の推進を図ることにより、廃棄物の減量と再利用を推進し、もって循環型社会の構築を目指すことを目的として、平成 17 年度に「静岡県リサイクル製品認定制度」を創設しています。これまで 29 製品が認定されました。この制度は、建設資材のみならず全ての製品に適用されます。

(ii) 詳細

製品生産者はこの制度を利用して、静岡県からリサイクル製品の認定を受けることができます。

<認定基準>

認定対象となるリサイクル製品は、次に掲げる要件に適合しているものです。

- ① 現在県内で販売されているもの又は申請から 6 か月以内に県内で販売されることが確実なものであること
- ② 県内で製造又は加工されるものであること
- ③ 生活環境の保全に関する措置が講じられている事業場において製造又は加工されるものであること
- ④ 静岡県リサイクル認定製品認定基準に適合していること

<認定を受けるメリット>

認定を受けた製品生産者には、次のようなメリットがあります。

- ① 県は、県民、市町村及び関係機関に対し、認定製品の広報を図るとともに、その積極的利用を呼びかけるものとする。
- ② 県は、県が行う工事、事務用品等を発注する場合に、品質面、価格面等において、その品目と同等の認定製品がある場合は、他の基準、施策等に配慮した上で、認定製品を積極的に使用するものとする。



2) 岐阜県の認定リサイクル制度

(i) 目的・概要

岐阜県では、リサイクル製品の利用促進を図るとともに、リサイクル産業の育成を図るため、主として県内で発生する循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品を「岐阜県リサイクル認定製品」として認定し、リサイクル製品の消費拡大を図るとともに、県事業において優先的に使用していくこととしています。

(ii) 詳細

<認定基準>

認定対象となるリサイクル製品は、次に掲げる要件に適合しているものです。

- ① 県内の事業場で製造等が行われたものであること。
- ② 原材料となる循環資源が主に県内で発生したものであること。
- ③ 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造等が行われたものであること。
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第三項に規定する特別管理一般廃棄物及び同条第五項に規定する特別管理産業廃棄物を原材料として使用していないこと。
- ⑤ 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項の規定による土壌の汚染に係る環境に関する基準（規則で定めるリサイクル製品の品目ごとに規則で定めるものに限る。）に適合すること。
- ⑥ 次に掲げる規格のいずれかに適合すること。
 - イ 工業標準化法（昭和二十四年法律第百十五号）に基づく日本工業規格
 - ロ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）に基づく日本農林規格ハ知事が岐阜県リサイクル認定製品認定審査委員会の意見を聴いて定める規格
- ⑦ 原材料に占める循環資源の割合が、リサイクル製品の品目ごとに規則で定める基準を満たすこと。

この制度は、建設資材のみならず全ての製品に適用されます。

＜認定をうけるメリット＞

- ① 製品の安全性を事業者自ら確認する一方、県も確認するという二重のチェック体制で認定製品の安全性について保証している。これにより、消費者が安心して購入できる効果につながる。
- ② 県において、「優先調達」すべきものとして位置づけられ、優先的に調達される。

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/kankyo/haikibutsu-fuhotoki/haikibutsu/kemmin/syorikeika-ku-kaitei.data/iken.pdf>)

＜実績＞

平成 22 年度のリサイクル認定製品（建設資材以外も含む）の調達状況は次のようになっています。

品 目	金額(千円)
古紙100パーセントトイレトペーパー	6, 300
廃木材再生品	50
間伐材・小径材を使用した木製品	200
再生土木資材	67, 900
汚泥活用土壌改良材	30, 100
緑化基盤材	91, 000
合 計	195, 550